

参議院法務委員会會議録第四十一号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)午
後一時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
岡部 常君
中山 福藏君
吉田 法晴君
羽仁 五郎君

國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君
法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第一局長 高辻 正己君
刑政長官 清原 邦一君
法務府検務局長 岡原 昌男君
法務府特別審査局長 吉河 光貞君
法務府特別審査局長 關 之君

事務局側
常任委員会専門員 西村 高兄君
常任委員会専門員 堀 眞道君

○連合委員会開会の件
本日の会議に付した事件

○小委員の選任の件
○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員会を開きます。

先ず連合委員会開会に関する件についてお諮りいたします。昨日運輸委員会に道路交通事業抵当法案が付託になりましたので、本案につきまして運輸委員会と連合委員会を開きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めましてさう決定いたします。

○委員長(小野義夫君) 次に小委員追加選定に関する件についてお諮りいたします。集団暴力に関する調査小委員に宮城タマヨ君より加わりたい旨の申出がございました。宮城タマヨ君を小委員に追加選定いたすことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めます。さう取り計らいます。

○委員長(小野義夫君) これより前回に引続き破壊活動防止法案は二案について質疑を行います。先ず伊藤君に発言を許します。

○伊藤修君 昨日に引続きまして質疑を継続いたします。本日は長谷山さん

の御好意によりまして、持時間を拜借いたしましたに残る部分だけの質疑を終了したいと思ひます。

第二十四條につきましては、一昨日法務總裁に質疑をいたしておるのでありますが、第二十四條の趣旨からいいたしまして、殊に第三項の規定がある以上本條においていわゆる行政事件訴訟の特例法第十條第二項、この総理大臣の権限を排除するといふ立て方のほうが正しいのではないかと思ひます。殊にこの第三項を本法において特に明記した以上、ここに百日の審理期間といふことを裁判所に付付けておるのでありますから、この趣旨から申しまして、問題となる事案は速かに裁判所において決定さるべきことを法律自体が企図しておるのです。して見ますれば、この間においてのすでになされた行政処分の実施といふものに対しては、当然この停止を認めるといふあり方は、当然正しいと思ひます。然るに本法の立て方からいいますれば、いわゆる行政事件訴訟特例法第十條第二項といふものが発動し得る余地が残され、且つそれに基づいて総理大臣が異議の申立をいたしますれば、この処分の停止といふことが行われないうち、こゝういふ矛盾した不合理な結果を招来することも考えられる。この意味から申しましても、本條における特例法第十條第二項の第十條第二項を排除する旨を明記する必要があるのではないかと思ひます。政府のこれに対する御意見を伺ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今の御尋ねの点はこれは非常に重大な問題であるとして、御承知の通り行政事件特例法がございまして、例の平野事件というのがございまして、そのときに裁判所で行われた仮処分についてまあ当時の政府は行政機関の暴行であるといふうなことで見解を発表しておつたわけでございますが、その考え方が、これは私が一つの正しい考え方であると思ひます。暴行といふことが正しいのかどうか申すのはございせんけれども、この行政処分といふものの執行、或いはその執行の停止といふことは、事柄の性質から言つて、やつぱり本質は行政処分であるといふことは申すべきであらうと思ひます。そこでこの訴訟の手續を、成規の手續を盡して、そして最後の裁判所の判決によつて覆えされることは、これはもう止むを得ないことである。これは本来の司法作用の部分であるから止むを得ない。併しこの仮処分的な手續によつて行政処分といふものが停止されるということになると、そこに行政権との分界について大きな問題があるわけでありまして、行政権が一応責任を持つてやつたことを停止されるについては、そこにほぼ強い根拠がなければならぬといふ問題があるわけなんです。その点の調整を、これは御承知の通り行政事件特例法は平野事件のあとにできた法律でございますが、この但書はさういふうな趣旨を、この司法権と行政権との

間における調整の一つの方法として設けられた但書であるのでありまして、これを動かすといふことは根本に觸れた重大問題であり、私どももいたしましてはそれをはずさなければならぬといふ踏み切る勇氣を持つておらないわけでありまして。

○伊藤修君 勇氣をお持ちにならんか存じませんが、この際勇氣を持つべきであるところの思ひです。殊に行政訴訟特例法第十條第二項といふものは憲法違反の疑いがあるといふことは、佐藤さんにおいても十分御承知のことかと思ひます。今憲法違反であるかどうかといふことについて論議を進めたいと思ひませんが、一般の行政措置の場合においては、その行政官庁の所管するところの事項についてなされた行政処分でありまして、その場合においては、その特殊な行政機関のなされた行為を一応是認するといふあり方は、これは一つの考え方です。併し本法の場合にはさうでなくて、所管事項ではなくして、普遍的にあらゆる国民に対するところのすべての事項について包括的にその行政措置を行おうとするのです。でありますから、行政訴訟特例法の企図するところのものと本法にいうところのものは、その対象において格段の相違があるのです。範圍において大小の差があるのです。これを同様と考へるといふことは、立法的な考え方としては私は正しくないと思ひます。佐藤さんにおいてもそのくらしいことは十分御承知のことと存じます。

殊に本法の場合においては、速かに裁判の結果を待つという立て方を第三項においてとつてゐる以上は、速かに裁判の結果の現われるまで待つことも当然考えられるのじやないでしようか。若しそういう考え方ならば、第三項なんというものは要らないことになつて来るのです。第三項において締めておる、評をはめておるといふ以上は、その間が待てないといふことはあり得ないと思ふのです。その間においてなされたところの行政措置によつて蒙むるところの国民の被害といふものは甚大であるのです。後において判決において勝訴の判決を得ても、その結果は回復すべからざるころの損害をもたらし、それは火を見るよりも明かです。こういう点を勘案するならば、この場合においては個々の行政官庁の処分行為に對するところの異議の申立によつて中止させることができないというあり方とは趣きを異にすると思ふのです。本法の場合においては、特段にこの場合においては考へべき筋合のものではないかと存するのです。重ねて御意見を伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど勇氣がないと申しましたのは、私はこの但書、第十條の異議申立権を削ることに對して、恐らく削つたならばこれは憲法違反であるといふ、むしろその御非難があらうと、又あり得るといふことを確信しておりますからこそ、勇氣がないと申上げたのであります。おつしやる御趣旨はよくわかりますけれど、先ほど触れましたように、あらゆる行政作用を通じてこれは根本的な重大問題であらうと私は思ひます。従いまして例へばこの總理大臣の異議申

立権といふものについても、これは總理大臣が行政権の担任者としてその責任において申立をなすべきものは申立をなしますし、申立をなすべからざるものと考えたならば、それは自分の責任において申立をしない、これは裁判所の処分に服するわけであり、そこに判定の責任を持つてゐるわけであり、この判定そのものがやういふこれは行政作用として国会の監視の下に行われ、国会に對する責任の下に行われることであるから、その結果として適正なる總理大臣の責任を遂行されるということになります。結果は適當な結果になると、そこが法の狙いであらうと存するわけであり、

○伊藤修君 それは總理大臣の責任においておつしやいますけれども、總理大臣の異議の申立は、いわゆる異議の申立をするところの意思表示とあればよいのです。その理由の開陳を必要としないのです。裁判所は、その事実に対して停止することがよいのか、或いは停止せざるかがよいのかという判断権を與えられていないのです。その本質は、總理大臣の異議の申立の本質といふものは、恐らく裁判所の判断を拘束することになり、その点において司法権の独立を侵すきらいがあるといふ學者間の非難は御承知の通りです。さういふ重大なものをこの場合に於いてやはり適用しようといふあり方は、私は結果において不合理なものを生じ得ると思ふのです。殊に本法の重大性から考えましても、本法に限つてはこれを排除するといふあり方が一番正しいのではないかと存するのです。御意見どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも私は本法に限つてと申しますか、先ほど触れましたように、そうではないので、全面的の一種の行政権と司法権との交渉關係に於いたれば重大問題であるわけであり、従ひまして、私の氣持から申しますと、今、この十條但書といふものはむしろ憲法に合致せしめるためにできておるものと考えますからして、輕々にこれを動かすといふことについては全然勇氣を欠失しておるというのが私の見解でございます。

○伊藤修君 然らば、その結果いふ行政処分といふものの正しいあり方といふものが万全であるといふことは保障しがたいのです。従つて裁判の途が開かれておることは、法の予想するところであり、してみますれば、その裁判の結果を久しきに亘つて待つといふことになり、その間にいふものが稀薄になるといふ虞れも生ずるのです。故に本法においては三項において百日という制限を設けておるのですから、その百日間が待てないといふ私は理窟はないと思ふのです。それに於いてなされたところの被害が、國民に與える被害が大きいことを考へなぐちやならんと思ふのです。こういうところは、立法者として私は相當の考慮を要すべき点ではないかと思ふのです。本法の最後の危険といふものはここに存在すると私は考へるのです。さういふお考えはお持ちになりませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) 今の百日のお言葉は、私どもをして申さしめられらば、今のやうなことでございませ

すから、正式の裁判が成るべく早く終了する必要があるもので、百日という目的を設けたといふ趣旨であるわけであり、この点は申すまでもないところであらうと存じます。ただ根本問題は、伊藤委員のおつしやることは、私はお氣持がよくわかりますけれども、つきつめて行きますといふと、一人の權利を制限したり、或いは強制処分をするといふやうなことを行政権が扱うのがそも／＼おかしいじやないかと、さういふことは一切裁判所にやつて頂いて、行政権としては、生活保護であるとか、遺家族の援護であるとか、さういふことにむしろ本来の本質を置くべきじやないかといふやうな考へ方、これは極端な言ひ現わし方でございますけれども、さういふことに私は繋つておるのではないかと思ひます。従ひましてこれはたゞ／＼ここに御指摘の問題が出ておりますけれども、本法案全体に關連して来ることであり、又一般の行政關係の措置について、從つて全然勇氣を持つておらないと申上げるのははなはだしいであります。

○伊藤修君 いや私の考へ方は御指摘のやうな考へに繋つておるという判断は當つてゐると思ふのです。併しあなたの方の考へ方、いわゆる行政官庁は國民に對して何事もなし得ると、いわゆる新捨て御免といふ思想に繋つておるといふ得るのです。すべて日本の官吏のあり方といふものが、官吏万能といふ觀念がまだ拂拭されてないのです。これは私は今日の官吏の考へ方として改めたいと思ふのです。官吏は國權を背景にして、國民に對しましては絶対權を持つといふやうな考へ

方がたゞ／＼本法に現れておると言わなくちやならんと思ふ。だからさういふ考へ方は私は拂拭して頂きたい。恐らく佐藤さんはさういふお考へ方じやないと思ふのですが、佐藤さんのお考へ方がさういふ点に繋つておるといふことになれば由々しい問題だと思ふのです。如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の考へはそんなことに繋つておりませんこと、もう伊藤委員十分御承知のことと存じます。これは御推測に任せていいと思ひますが、結局さういふことを離れて大所高所から申しまして、治安維持といふ点から、素朴な言葉で言つて国内の治安を守るといふ責任は一体司法権の責任であるのか、行政府の責任であるのか。これは行政府の責任であることは私は間違いないと存じます。その治安を維持する手段としてどういふ方法があるか、場合によつては強制力を用いなければならんこともあるのじやないか、その強制力を用いることが、公共の福祉との關連においてここに調和が認められる、許されるということであるならば、それは一向法律でお認めになつても差支えないと思ふのです。一概に強制的な発動といふものがいけないといふふうには私は言つておらないので、今のやうな彼此勘案の結果、合理的な線、或いは限度といふものがそこにある、さういふ考へ方でおるわけであり、

○伊藤修君 まあ本問題にこだわつておると時間がなくなりますから次に進むことにいたします。

では第四章についてお伺ひいたします。第四章の公安調査官を設けられた趣旨が私にはわからないのです。一体

公安調査官というものは何をするのですか。いわゆる司法警察官、或いは検察官、こういうような仕事と類似、若しくは同一の仕事をするかと思うのです。今日の警察制度のあり方から申しましたも、重ねてこうした制度を設けて、同様な仕事をなさしむるという必要はないかと思うのです。国家財政の点から申しましたも、非常な大きな負担となることは言ひまでもないのです。この点如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 公安調査官を設けました理由は、公安調査官をして規制処分の原因となる事実に関して必要な調査をなさしめる。碎いて申上げますと、暴力主義的破壊活動が団体によつて行われた事実、並びにこれを継続、又は反復して将来その団体が暴力主義的破壊活動を行う明らかな危険性があるかないかと云う事実につきまして、調査をするという仕事を任務としておるのであります。

○伊藤修君 私のお尋ねしているのは任務を聞いてのじやないのです。司法警察官、検察官において十分賄い得るのではないかと云うのです。特にこういう公安調査官というような、過去におけるところの特高制度を設ける必要がどこにあるかと云う考へておられるのです。国家財政の緊迫しておる折柄、無様な機関を設けてここに作る必要はないのじやないか。特にこれを置かなくちやならんという理由が私は認めがたい、こういう点をお尋ねしておるのです。

○政府委員(關之君) お尋ねの点はこの団体規制という行政処分を国家として行うという、その基本のことに淵源する問題であるのであります。でこれ

は申すまでもなく本法に規定しておるがごとく、破壊的団体を規制する、そのために必要となるところの調査をなし、証拠資料を収集するといふような、かようなことが当然に必要と相成つて来るのであります。この権限を、これを警察に扱はしめるといふことになりましますと、私どもはその点は警察に對して権限が過大に集中する虞れがある、かように考えたのであります。従ひましてこの行政権は、今日行われておるところの警察に扱はしめることは、権限集中といふこと、従つて民主主義の原則から見ても危険である。これはやはり現下の事態で、官庁の、或いは新しい官吏の増設はもとより慎しむべきであります。そういう民主主義的な国家機構のあり方という点から見まして、特別に公安調査官というものを設けまして、そこにかような公安調査官というような、これだけのものを扱うという職員を置きまして、それに特別に専門的な教育、訓練を施して、かような法案の運用について遺憾なきを期したい、かような気持ちからこの公安調査官なるものを設けた次第であります。

○伊藤修君 民主主義を維持しようとするならば、なお更今日民主主義的に組織されたところの警察制度の上に、このものを打ち立てるといふことのほうが、却つて民主主義に徹するのじやないでしようか。特段に現在の民主主義的に組立てられたところの警察制度が外に出て、別個の機関が、いわゆる思想を根本とするところの犯罪事案のみを取扱うというあり方は、まさに過去におけるところの特高警察の復活に過ぎないと思ひますが、名は変りま

しても、實質においては特高警察と何らの相違をつけがたいのです。これのみに専念せしむる、特にその面に対するところの教育を施すというに至りましては、殊にそういふ感を深くいたします。過去におけるところの特高警察の弊害といふものは、我々は身を以て體驗しておるのです。それを再びここに復活するといふあり方は、時代に逆行するそしりを免れないと思ひますが……。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につきましては、私どもも特高警察、特高制度に對しましては、種々の欠点と申しましようか、非難と申しましようか、反省を加へなければならぬものと考えているわけでありまします。その中で特に注意すべき一つの権能といはしまして、特高が一方において司法警察の権限を持つてゐると同時に、他方において特定の治安立法に基く行政的な権限を持つてゐる。その左右の行政上の治安的な権限と、そして司法警察の権限の両刀を使つてゐる。従つて非常に権限がツウ・マッチにそこに集中して来たといふような点なども、特に制度として私ども反省すべきであらうと存じていたのであります。そこでさういふ過去の苦がいと申しましようか、制度的に見て一つの苦が経験をここに私ども反省いたしまして、これはやはり一つの警察以外の、独立な、それのみを扱う官庁を設けるのが事柄の性格上妥当である。国家行政機関の適正に行われる権限ツウ・マッチにそこに集中しないといふこの観点から見て、かような公安調査官を設け、そこに特別にかような調査官なるものを設けるのが最も妥当であると考えまして、置い

た次第であります。

○伊藤修君 あなたの御説明じや納得できかねるのです。殊にこの法律を提案する以前におけるところの原案においては、この調査官に對しまして、あたかも司法警察官と同様な権限を與えておつたのです。それが提案する場合において、世の非難を受けて削除せられてゐることは、この沿革に徴して明らかであります。従ひまして本法を提案するところの考え方というものは、あくまでも司法警察官と同様の権限、内容を持つところの調査官を設けるといふ考え方であつたことは、疑いのないところの事実である。ただ捜査権限を外したといふその、残存のこの調査官といふものは、やはりあなたたちのお考え方としては、当然特高警察の残存物としてのあり方が残つてゐると思はれるのです。これは後に又重ねて御質問することにして、この程度にしておきますが、先に御説明の場合において、この調査官が千二百名現在あるが、これをなお五百名増員して云々という御説明があつたように伺つていますが、この調査官の一体資格といふものはどの程度のものでしたか。いわゆる司法警察官程度のものか、又は検事の程度のものか。

○政府委員(關之君) 資格につきましては一般公務員に準じて各級を設けまして、これを採用いたしたいと考へてゐるのであります。裁判官であるとか、或いは検事であるといふような特定の資格の制限は設けられないのであります。

○伊藤修君 どの程度かといふことを聞いています。その公安調査官

の構成であります。これはやはりいろいろの階級があるわけでは、一番上のものにおきましては、十一級とか十二級とかいふような官吏の階級に相成ると思ひのであります。下はもと四級とか五級とかいふような、これは一般の巡査部長程度のかたがたになつて頂きたい、そうして特に嚴重なところの教育と訓練を施して行きたい、かように考へてゐる次第であります。

○伊藤修君 すると、今度の増員されまして千七百名の人は大体三級、四級程度のものでしたか、巡査部長程度のものでしたか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。現在特別審査局には約千二百名に近い職員がございます。

○伊藤修君 私のお尋ねしていることだけ言つて下さい、数字はわかつてゐるんだから。

○政府委員(吉河光貞君) 現在の一般公務員と同様でございます。上級者もあれば下級者もありますが、大体は七級以上くらいの程度のもものが大半を占めております。

○伊藤修君 そういふような程度の低い、素養の少い人を以てしてかような重大問題を調査せしめて、それを基幹にいたしまして規制し処分するといふあり方は非常な危険なものであります。そういう点は十分心に頂きたいと思ひます。又政府としても反省すべき点だと思ひます。(その通りだ)と呼ぶ者あり。

次に公安調査官が第二十七條の規定によつて書類及び証拠物を閲覧し、二十九條の規定によつて押収に立ち会

た場合ですね。こうした場合に調査を
作るので作らないのですか。

○政府委員(關之君) 作らないのであ
ります。調査に立会いしましたもの
はその上官に報告書を実際として作る
ことに相成ると思ひます。

○伊藤修君 作らないというのであり
ますが、作らないという法文の解釈
か、作ることもできるという解釈かと
つちですか。

○政府委員(關之君) この法文の建前
といたしましては、それを作らなけれ
ばならないというふうに書いてはない
のであります。併し公安調査官はほか
の一般の公務員法その他のあれにより
まして、上官の命令に従ひ又その職務
に従わなければならないのでありま
す。従つて報告書を出せと言え
ば報告書を出さなければならぬとい
うことになると思ひます。

○伊藤修君 その報告書は調査ですか
それとも単なる意見書ですか。要する
に調査を作ることができるといふか
ということをお願いするんですが。

○政府委員(關之君) それはいいわゆる
調査ではなく報告書であります。

○伊藤修君 そういたしますと、その
作成されたところの報告書というの
は法文上の根拠はどこにあるのです。

○政府委員(關之君) それは公務員法
及びこの公安調査官設置法等におき
まして、公安調査官が上官の指揮、命令
に服してその職務を行ふと、従ひま
して上官におきまして報告書を出せと
いう命令がありますれば、その根
拠に基づきましてさうな報告書を作成
することに相成ると思ひるのでありま
す。

○伊藤修君 そういたしますと本法

に言うところの調査と同一の性格を持
たないということに解釈していいん
ですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りで
あります。

○伊藤修君 してみますればこの十九
條第二項の「請求の原因たる事実を証
すべき証拠」これにその報告書を援用
することにあり得ないのであつた。

○政府委員(關之君) この勿論第二十
一條におきまして調査の中には入るわ
けではございません。併しながら更に
それが一つの官吏が作成したもので
あると思ひましたして、証拠能力はあ
ると思ひます。

○伊藤修君 そういたしますれば、結
局調査と同一の効果を持つことになる
のじゃないですか。それだから聞いた
のです、さつきから……調査と同一
の効果をたらすのか、調査として書
くことができるのか、これは結局事案
を断定するところの重要な基礎をなす
んです。これあつてこそ初めて公安
審査委員会において、その姿というも
のは認定し得る結果を招来するので
す。こうした下級官吏の報告書とい
うものが、いわゆる昔の調査の報告書が
断罪の資料と同様の結果を招来するの
です。現在の訴訟手続法においてはそ
ういふものはいずれも否定してあるの
です。然るに本法においてさういふ
末端機関の報告書、調査というものが
すべて断罪の資料として要求される
ということとは非常な危険をたらすも
のです。基本人権は一方において保護
し、本法においてはすべて毀損して行
くというあり方は、この点においても
すでに片鱗を現しているのじゃないで
すか。さういふ末端のことでも注意し

まして、起案すべきものだと思ひ
ます。さういふことは考慮されてお
つたか、なかつたか、しないか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につ
きましては、一人の公務員が法律上の
規定に基づきまして立会つて現場に乗込
んで視察した、その結果をそのままに
報告書を作成した、かようなものは、
やはり権限ある国家公務員が作成
したものでありまして、この規制の一
般的な証拠能力は十分に私はあるも
のであると思ひますのであります。

○伊藤修君 そうすると、第二十九條
もこの立会いについて、司法警察官は
押収等の日時、場所等を公安調査官に
提示しなくちゃならない。これはこの
義務があるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 義務はござ
いません。

○伊藤修君 義務がなければ知らない
うちにさういふことがなされる場合が
想像できるので、その場合にお
いては何か差支えないのですか。

○政府委員(吉河光貞君) さうであ
ります。公安調査官と警察との協力関
係において、できるだけ任意の通報を
得たいと考えております。

○伊藤修君 この二十九條の立会いで
すが、ここには本法においては、ただ
司法警察官のなす強制処分についての
み規定されているのですが、檢察官の
強制処分については含まないのです
か。

○政府委員(關之君) この点につきま
しては、檢察官の場合も考えてみたの
であります。現行の刑事訴訟法の
建前が司法警察官が第一線の捜査機関
でありまして、広く独立に捜査権を行
使して行くわけでありまして、そこで公

安調査官が立会い得るのは、この司法
警察官がなすその場合のみで、一応足
りるものと、又その程度にとどむべき
ものであると、かように考えまして、
檢察官の場合は規定いたさなかつたの
であります。

○伊藤修君 この本章の立て方を見ま
すと、いわゆる証拠物閲覧、強制処分
の立会い、認定、提出物件の領置等
の規定があつて、これらの証拠が公安調
査官又は調査官が捜査機関によつて借
入れるとか、又は捜査機関の手を経て
強制処分をするとか、さういふような
規定がないのですか。これは差支えな
いのですか。

○政府委員(關之君) その点につきま
して、お尋ねのような向うに強制処分
の請求をするというようなことは、こ
の法案では考えておりません。

○伊藤修君 この十九條二項の例えは
証拠というものは、その原本を指すの
ですか、或いは謄本、副本を指すわけ
ですか。いずれも含むのですか、含ま
ないのですか。

○政府委員(關之君) これは勿論原本
を指すものと考へていいわけでありま
す。併し場合によりましては、或いは
作成者が明示された謄本、その他の
ものも又含まなければならぬものと
思つてゐるのであります。

○伊藤修君 原本を指すというなら、
本法の規定だけでいいと思ひます。い
わゆる謄本、副本、写本というものを
含むという趣旨ならば、これはその旨は法
文に明らかにしないと、証拠に援用さ
れる虞れがあるのですから、これはあ
なたの御説明では行過ぎになるのだ
すね。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいた
します。私人が作りまたは原本の謄
本、副本というものは、大体含
まれない。やはり法律で謄本のよう
なものを作成し得る権限がある者が成
規に作成したようなものは、やはり含
まれるのではなからうかと考へており
ます。

○伊藤修君 今のお答えならば、それ
は官庁が作つたところの謄本は、それ
はそれ自身が公文書であるのですか
ら、それは証拠品として提出すること
が可能でありますけれども、さうでな
い場合において、謄本も原本も入るな
どという考え方は、法文の解釈上行過
ぎるのです。立案者はもう少し考へな
ければならないのです。この調査官の
規定の立て方から行くといふと、い
わゆる公安調査官といふものは、身許調
査又は尾行、張り込みといふようなこ
ともなし得るようにならねばならぬ
のです。それは厳に禁ずるという意味か、
なし得るという考へ方か、いずれで
すか。

○政府委員(吉河光貞君) 政府とい
つたしましては、公安調査官の調査は、
飽くまで任意でなければならぬ。で違
反事実の調査につきましては、必要止
むを得ないような場合には、尾行なり張
込みが許されるのではなからうか。併し
その場合におきましては、相手方の
名誉を傷つたり或いは自由を制限す
るようなことがないように行なわれな
ければならないと考へておるわけであ
ります。

○伊藤修君 どうもその点私は懸念し
たんですが、その通りやはりこの法律
によつて尾行、張り込み、特高的な行
動が全部許される、さういふ考へ方は
非常に危険なんです。それは言ひに

落ちずして、語るに落ちたということですね。(その通りだと呼ぶ者あり) それでは次にこの調査官が、若し職権濫用をした場合においては、刑法の何條によつて処罰するのですか。

○政府委員(關之君) 刑法百九十三條の職権濫用罪によつて、処罰することになります。

○伊藤修君 一般公務員に対する職権濫用罪をもつて処罰するというあり方は、あなたたちはこの調査官の本質から考へて、司法警察官、檢察官と同様な職務権限を以て、行なつておるのでないのですか。それは刑法百九十三條の一般公務員に対する職権濫用罪を以て処罰するという考へ方は、刑法の理念から申しましても、刑法の趣旨から申しましても、不合理ですよ。それは少なくとも刑法の百九十四條、五條をもつて特別公務員に対するところの職権濫用罪を適用すべきが當然じゃないのですか。その旨をなぜ本法において明かにしないのですか、職務内容は同様じゃないのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねのごとく警察官などについては、百九十四條以下の特別公務員の職権濫用罪で規定してあるわけでありまして、その規定の罰則の主体は警察官であるとか、檢察官の事務に従事するものであるとか、或いは刑務官のごとく、身柄に対して拘束し得る権限を持つておるもののように窺われるのであります。そこで本法におきましては、公安調査官は御覧の通り、すべて調査は任意でありまして、何らの強制的権限は持つていないのであります。かような点を比較考慮をいたしまして、公安調査官の職権濫用の罪に對しましては、百九十三條の一般

的な公務員の職権濫用罪の適用のみにとどめるのが相当ではないかと考へまして、このような規定にとどめた次第でございます。

○伊藤修君 それは直接その人が、公安調査官が直接強制力を用い逮捕するということとはあり得ないのです。併しその職務の遂行の結果は、それらの人々に対するところの基本人權を制約することは、司法警察官以上の権限を持つておる、そう言つても過言ではないと思ひます。又職務の内容の本質のあり方から考へましても、これを特別公務員執行妨害罪で、処断すべきことは当然のことだと思ひます。これは百九十四條以下を適用するように改めるべきであると思ひます。この人のみに限つて、一般公務員というようない責任を負わしめるということはないと思ひます。国民に對しても相當に大きな義務を本法は求めておるのです。してみればこれを扱うものに對しまして、責任を持たすべきでしよう。こういう点において非常に私は片手落の感じが深いのです。あなたたちの御都合のいいようにならうに種々書かれておる、国民のほうは少しも考へられていない、こういう点は考慮すべきであると思ひます。

次に第三十六條のこの施行細則は、法律でこれは定めるべきものだと思ひます。本法において條文を簡略をいたしまして、抽象的な條文の表現を用いておる疑義が多々あるんです。この法律の内容を定めるところのものの運用を定めるもの、この施行法というものは非常に重大な關係にあると言わなくてはならないのです。その施行細則を府令に譲るといふことは、私

は好ましくないと申す。これは法律によるべきではないかと思ひます。○政府委員(關之君) かような法案を作成したしまして、如何なる事項を法律といたし、その如何なる事項を必要細則に譲るかという点につきましては、種々他の立法例なども比較勘案いたしまして、本法に記載するがごとき事項を法律事項とし、その他の事項は三十六條、或いは委員会におきましては、委員会の規則というよりなものに譲るのが相当であると思ひ、かかる立法形式をとつた次第であります。

○伊藤修君 私はその点に對しては、絶対賛成しがたいのです。次に第六章の罰則ですが、三十七條から四十三條までを拜見いたしますと、いわゆる現行刑法の改正規定である、かような特別法を以て、日本の刑事法体系というものをたやすく改正するといふあり方は、佐藤さんとしては、私はどうしてこれを是認されたのですか、これは由々しい問題だと思ひます。若しかよりの必要があるとするならば、なぜ刑法典を改正しないのですか、立法の神様とおつしやるあなたがかような取扱いをなさるといふことは意を得ないと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御指摘の点は御尤もだと拜承いたします。ただこの法律自身の性格論もござります。この刑法といふものは刑罰法規の大本山といひますか、基本的のものとして、これは恒久法である。この法律自身はどちらかといへば、むしろ当面の事態を切抜ける意味において、それに対する対処の方面からきておる法律である。そういうようなことから、私は必ずしもこれが刑法のなかに踏みこんで

しまうというまでの、必要はないのだ、と考へておるわけでありまして。御承知のように、暴力行為の処罰に關する法律、その他實質上刑法典に入るべきような事例でも、別の立法でなされておるような事例もござりますので、これはどちらかといへば理論の問題といふよりも、便宜の問題でこれを御覧になるかたのお氣持によつて、判定して頂くほかはない、こうでなければならぬとか、ああでなければならぬという筋合の理論の問題ではないと私は考へておるわけでありまして。

○伊藤修君 どうも佐藤さんのお言葉とも思われませんが、特別なこの刑罰規定をここに想定する場合においては、或いはあなたのお説の通りかも知れませんが、併し本法におきましては、いわゆる刑法典に列挙せられたところの各重要犯罪を、特別にここに擴大しようといふあり方なんです。それでしよう。基本的において刑法典にすでに列挙されておる犯罪事実のみで、それに対して、刑罰を擴大して行くといふあり方です。とりもなおさず刑法の改正ではないのですか。例えばここに刑法に予想せられざるもの、例へばこの行為が、今日の社会秩序を維持するために必要であるといふので、特別法を制定する必要がある場合において、或るほど特別法規を制定する場合に多く見る例であります。そういう場合は是認されます。併し本法の企図するところのものは、刑法典にあるところの犯罪事実に對しまして、なお加重刑をもつてしようといふのです。然らば刑法典の改正を企図せずして、本法によつてこれを賄ふというあり方は正しくないと思ひます。これは便宜なと

いう考へ方は、あなたの多年の法律生活なされておる上から考へましても、便宜で日本の法律がかたづけしから改正されたらたまたまのものではないですよ。そんなあり方はあなたとして、ちよつと私は言い過ぎだと思ひます。便宜主義で以て日本の法律が片づけばから改正されたのでは国民生活は混亂に陥りますよ。法治国ではないです。

○政府委員(佐藤達夫君) 便宜という言葉は不穩当かも知れませんが、私自身といたしましては、多年伊藤委員の御懇切によりまして、法律を成るべく親切でわかりやすくしなければならぬといふようなことをたび／＼教へられてゐることを承知いたしておるわけでございます。実は便宜という言葉は悪いかも知れませんが、わかりやすく親切にと、仮に言葉を換へましてこの法律を立案するとなれば、私の氣持から申しますならば、この三條によつておりますやうないろ／＼な刑法の條文がござります。若しもこれを刑法を丸寫しにこれらの法律のほうに書いて、これを見れば、破壊活動關係の刑罰法規として何があるか、行政的な規制処分として何があるかといふことを、この一冊によつてすべてを表わすといふことは、私の本當の氣持から申せば一番親切な立法であらう。むしろそういった方向に考へるわけでありまして。併しこれは言うべくして、法律家の御批判にさらされた場合においては、刑法と同じ條文をここに置いてどうするか。必ずお叱りを受けるわけでありまして、それまでは踏み得なかつた。併し御覧になりますやうに、この三條におきまして特に刑法の條文を引い

て、その下に騒擾の罪とか、何とかの罪とか一々括弧書きを付けて、そのことをわかりやすくしておるのであります。私の本来の気持ちからいいますれば、まあこの辺で我慢しようという形になつておるわけでございます。

○伊藤修君 この種の法律を作るには非常に苦心のほどを察せられるのであります。実にむずかしい法律であると思ひます。でありますから、苦心のほどは察せられましても、でき上つた法律は如何にも、不出来と言わざるを得ない。あなたの手にかつたものだからもう少し立派なものができると私は思つておつたが、遺憾ながらできなかった法律は非常に、わかりにくい法律であいまいもこととしておる。この法律で、国民はそれによつて基本的人權を制約されるということは非常に心配でならない、かような意味からお尋ねしておるわけですか。殊に、この法律によつて、この日本の刑法理念の上に扇動、教唆というものを独立罪として認めるという、そういう一つの新しい考え方を導入したという点については、非常に大きな問題があると思ひます。あなたとしても法律家として非常な問題だと思ひます。これを独立罪とせざるを得なかつたあなたの一つの法律の見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) この問題は結局、私どもの教わりました範圍から申し上げますれば、刑法の主観説とか客観説というよりな対立した考え方があつたわけでありまして、主観説の考え方をとれば割合に簡単に容認できる事柄じやないかと思ひます。そんなことは触れる必要はございませんが、およ

そ何故に独立罪にしたかと申しますと、結局それは、行為自体の持つ危険性というものの判定の問題にならうと思ひます。従ひまして我々といひましたしは、行為自体の危険性というところから判定をいたしまして、必要の限度においてここに列挙した、大體の原則はさうなところでございます。

○伊藤修君 かような刑法理念の一大革命を行なつた場合において、これが一つのポイントとなつて、橋頭堡となつて、將來の日本の刑法の法典の理念の上に大改革を来す虞れがあると思ひます。大體はさう言つてゐる」と呼ぶ者あり。如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私といひましたしは、この際、これが突如たる大改革になつておるとは考へておりませんで、古くからの立法例、刑法それものについてはこれはないけれども、別の單獨立法においては昔からあつた一つの仕組みでございます。法局その突如としての問題を別にしまして、要するに客観的にこれを御覧になつて、これは止むを得ない限度であるかどうかという御判定を願ひはかない。我々としては、必要な限度でかような立法をしたと申上げるほかないと思つております。

○伊藤修君 昔からあつたということ、昔の官僚の時代からの悪法の残骸に過ぎない。而してその昔にあつた獨立罪といふものは、刑法と離れたところの別個の目的の下に作られておる。本法の場合においては刑法の各條章を本法に引用してある。それが破壊活動の定義として掲げられておるのであります。本法においては刑法典の大部分

というものは変更されておる、その中にこれを導入して来たということは取りも直さず刑法の基本理念といふものが、ここにおいて一大革命を行うといふことになる。從來の飛び離れた單獨立法によつて行われた場合とは大いに趣きが違ふ。ですから、私はこの法律によつて一つに確定付けることは刑法理念の一大革命じやないか、こういうことをお尋ねしておるわけですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 繰返しになりますが、これは一大革命であるとは毛頭存じておりません。最近の事実でも御承知の通りあるわけでありまして、これはこれ自体として御判断を願ひようほかないと思ひます。

○伊藤修君 三十七條第二項において「刑法第七十八條若しくは第七十九條の罪の教唆若しくは煽動をなした者」を罰することになつてゐるのです。が、刑法の七十八條、いわゆる内乱の予備陰謀等の罪の教唆煽動とは具体的にどういふようなことを考へられてゐるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 只今御質問の点は、刑法七十八條又は七十九條の罪は、その形におきまして、第七十七條の罪の前提のようなことに相成つております。七十七條の内乱の既遂に至るまでの実現の段階におきまして、いろいろの形を抑えるというのがこの規定でございます。そこで實際問題として終局の目的としてはこの七十七條の実現のためにはなりましようけれども、それをやる段階としていろいろの準備工作などもあろう。さうな準備工作を教唆煽動するといふようなことを予定してゐるのでございます。

○伊藤修君 今の御説明の趣旨から申しますれば、その準備行為の中には当然教唆煽動といふものは入るのじやないですか。包含されても差支ない。又含まれることが多いのじやないか。予備、陰謀といふ中に煽動といふことは包含されてしまふのではないですか。

○政府委員(岡原昌男君) これはさうなことになるのでございまして、その形が例えば予備陰謀といふことになりまして、そのために或る特定の準備をする或いは当事者間で相談をするといふふうな行為の体形になります。が、この教唆又は煽動といふことになりまして、それに対する一つの決意を生ぜしめる行為或いはそれに対して扇動的なやうな行為があるといふふうな二段階の段階になつておまして、観念的には別個のものでございまして、観念的には別個のものでございまして、観念的には別個のものに区分できましても、事實問題といひましたしは、予備、陰謀といふ中に当然さういふものが多く含まれるのです。

だから予備、陰謀を罰すれば、いゝわゆるあえて煽動罪として罰しなくてもあなたたちの目的は十分達し得られるものと思ひます。政府の考へ方も十分その目的を達し得られると思ひます。こういうあいまいな煽動という言葉を使つておくよりもさういふ言葉を集めて処罰しなければならぬといふやり方をとらなくては法律の企図するところのものは予備陰謀の程度において十分教唆の程度においても十分私は達成し得られると思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 現在の刑法の建前がまさしく伊藤さんのおつしやる通りでございます。そこで私たちが現在の段階におけるいろいろの社会の現象に目を見りますときに、さうな予備、陰謀の段階にもう事態が発展して、もうすでに危いという段階まで手を掛けて見ているといふことは到底忍び得ないところである。社会公共の福祉の安全を保持し、増進するためには、その事前の段階に、特にそれが非常に重い犯罪であるだけにその事前の段階においてこれをチェックすることは絶対に必要である。これは即ちこの條章の立法の趣旨でございます。

○伊藤修君 刑法の企図したところのものは從來の刑法法典に書かれた程度において賄え得るものと考えた。然るに現在の社会秩序といふものはそれのみによつては賄えないから、かように擴大しようとしたのであるといふことである。擴大するにも限度がある。いゝわゆる煽動まで擴大しないでも、十分法の企図するところの目的は達し得られると考へる。然らば煽動といふものの法律上の意味を伺つておきましよう。

○政府委員(岡原昌男君) 煽動の解釈といひますか、定義といひますかにつきます。では、諸説ございまして、大體判例等で確定いたしましたところは、他人に対しまして中正の判断を失わしめるやうな手段方法を以て、或る決意を、犯罪に対する決意を抱かせる、或いはすでに決意を持つておる者に対してこれを助長させるといふふうなことに相成つておるようでございます。

○伊藤修君 然らば判例は、あなたのおつしやつた通り決意といふところまで、判例が示すごとく決意まで煽動の内容であるといふことになりますれば、教唆とどこに違いがあるのです。いゝわゆる煽動罪は、判例はさうあつて

も、扇動罪の概念をいたしましたは、決意まで要しないものと解釈せざるを得ないのです。若し判例が示すがごとく、決意までも当然含むべきものと法律の意義を確定付けるならば、ここに教唆との何らの区別があり得ないのです。判例等によつてあなたたちは考へておられるのですか、それとも新しい概念で以て分析されますか、どうですか。

○政府委員(岡原昌男君) 先ほど答弁の後段において申し上げました通り、決意を生ぜしめるという場合と、それからすでに決意を生じておる者に対してこれを助長せしめるという両方のものが入つておるわけでございます。なお、これは單に決意を生ぜしめるという点についての議論でございますが、なおそのほかに先ほど申し上げました通り、扇動の行為そのものが、その手段方法において中正の判断を失はしめて他人にさような影響力を興えるという点に違ひがあるのでございます。

○伊藤修君 まあこの点については、又一日ぐらいかかつて議論しなくてはとて済まないから、いま十分しかないうからとてやつておられませんか……。

この三十八條の列挙の罪ですね、私はこの三十八條の列挙の罪がどうも殺人を目的としておる場合においてこそ、初めてこうした加重刑を科する必要があると思つてゐる。で本罪に対するところの犯罪構成要件とかいふものに對して、その事物に對するところの認識程度であれば、勿論刑法に定めるところの犯罪のみしか成立しない。併し多くの場合この犯罪を行おうとする者は殺人を企圖しておりまうとい

う認定ができれば、その場合は未遂の行為としてこれを処分できると思ふのです。だから特段にここにおいて加重刑を科するといふ必要は認められないと思ふのですが、その他に何か理由があるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 御議論は恐らく殺人予備罪との法定刑の比照の問題であらうと存じます。第三十八條におきましてはほかの各内容たる犯罪構成要件と同様に刑法上特に重きもののみを掲げまして、それが特定の政治上の主義を推進、支持するために、或いはこれに反對するためにいふゆる政治上の目的を以てなされる場合を加重した趣旨でございます。その趣旨とするところは、要するにさような犯罪は多くの場合、計画的、組織的或いは集团的にやられるのでありまして、その政治的な主張を一般民主主義の原則に従ひ、言論の自由にまでかれこれするものであつたならば、これは当然やるべきものであるが、暴力を以て相手方の主張を扇動せよと云ふような考え方は如何にもあるまじきものであるといふのがこの加重理由でございます。

○伊藤修君 この本條によるところの犯罪捜査については勿論司法警察官、調査官も結局これに携つて来ます。が、こゝいうような捜査についての調査官の行き過ぎといふものは規制されてないのです。いわゆる通りまして第二條においては調査については規制しておりまう。然るに捜査については少しもそういう事項については規制してない。表面から見ますれば、調査官は犯罪捜査はしない。だからそれは必要なかつたのだ。こゝいう御説明になるかも知れませんが、併しその事

実をとらえて以て本法に言うところの行政処置をしようといふのでありますから、必ずや捜査方面に對してしまつてもあらゆる行為が加つて来ると思ふ。そういう面に對するところの第二條の規制をなせなかつたか、第二條に同様の規制をしなかつたか。いわゆる第二條の中に調査及び捜査といふうになぜ表現しなかつたか、こゝ言うのです。

○政府委員(岡原昌男君) 御質問に御尤もでございます。ただ一般の犯罪捜査の点についても又さうであるごとく司法警察官、警察官その他犯罪の捜査に従事する者にありましては、勿論その職権を濫用する等或いは本法第二條に違反するやうなことがあるべからざることであることは又當然であります。そこでこれをこゝだけに取上げて他の一般犯罪の捜査と、何と言いますか、区別を設けるといふほどの実益も認めませんでしたので、この点につきましては單に公安調査官の規制の点に關連して第二條の準則を設けた、かような趣旨でございます。

○伊藤修君 その答弁では納得できませんが、その点はそれではあとで又お尋ねいたします。

第三十七條第一項及び第三項との權衡上、第三十八條及び第三十九條の教唆、扇動について実行に至らなかつたならば、やはり刑の減輕、若しくは免除をするといふこの建て方を等しくとらなければならぬと思ふ。前の場合は衡上よりもおかしと思ふ。前の場合は減輕、免除を規定し、あとの場合は減輕、免除を規定しないといふこの均衡はどういうやうな建て方をなさつたか。

○政府委員(岡原昌男君) これは一般の内乱、或いは騒擾等についても似たやうな建前をとりまうので、これについて何かやうな前例を踏襲しまして、未だ暴動に至らずして自首した者は減輕、免除するといふやうな形にしたのであります。なおこれに附加しまして申上げますと、この三十八條の關係におきましては予備、陰謀、教唆、扇動という事前段階においての罪が割合に軽く、而もそれが何といふ罪が割合に刑が非常に軽く、先の先まで一応考慮したといふ形になつておりますので、これに對しては一般の刑法の自首の規定は勿論かぶりまうので、その程度でよろうかといふ考へ方もあつたわけでありまう。

○伊藤修君 その程度でよろうでは、軽く考へられては困る。前の内乱罪の場合とあとの三十八條、三十九條の場合はやはりあなたたちが好ましからざるどころの事実だと、こゝいつておるのです。その事実に對して従来の刑法典に定めてある以上に教唆、扇動といふものまで処罰しようといふやうな、独立罪として処罰しようといふおる。その者がみずから反省して自首したといふ場合においては内乱罪において減輕、免除するならば、いゝわんやこの場合においてはなお輕いのだから減輕、免除するといふのは三段論法の當然の帰結じゃないですか。これは本罪が輕いからこれは仕方がない、実刑を科してやれ、どんなものでも縛つてしまふ、放り込んでしまふといふ考へ方はもう少し温味を持つて考へたらどうですか。

○政府委員(岡原昌男君) 御質問に御尤もでございますが、ただ刑法の第

八十條に「前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス」といふことになつておりまして、比較權衡からいひましても特に著しい差異は認めないといふやうなことから、かような建前にした次第であります。

○伊藤修君 以上私は八十一點に亘りまして本法についての質疑をいたした次第であります。勿論質疑の内容については十分に結果を見ていないのであります。この点につきましては又來月一日あたりにその機會を得て御質疑申上げたいと思ひます。政府におかれましても私が質疑申上げました点は決して私が思想的に、或いは政策的に御質疑申上げてゐるわけではありませ

ん。いゝゆる中正な考へ方、刑法を忠実に私たちは國民の一つの基本として守りたい、又基本人權の擁護と、又國民がかやうな不安に對して……、法律の施行によりまして、思想的に他の、憲法に保障されたところのいろいろな重要な權利を制約される虞れが多分にある、法律自身にあまりいまい模範としたところの表現方法が存在する、こゝいう点が今まで指摘した点において十分御了承願ふことと存じます。従つて政府においても虚心坦懐、或る一つの考へ方にとらわれずして、この政府の企圖するところの目的を達成されるに最小限の程度において反省せられるやうに、私はこの際お願いしておきたいと思ひます。我々も研究いたしますが、政府においても十分研究して頂きたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) 次に羽仁君に發言を許します。

○羽仁五郎君 委員長、議事進行について……お許しを頂いて、議事進行上……只今伊藤委員から突に声源共に下る御質問があつたのですが、これを伺つて各委員恐らく同感だらうと思ひます。この法律案は突に恐るべき法律案です。治安維持法と比較せられることもその理由がないと言えない。で私も治安維持法を制定した旧帝國國會議会の罪をここで再び犯すべきではないと思ふ。こういう重大な法律案の審議について、議事進行上法務総裁からお答えを伺つておかなければ議事進行は私ではできないと思ふので、二点について伺います。

第一に、我が国会法は、政府委員を国会が証人として証言を求めるといふ制度をとつておられます。政府委員はいわゆる説明をなさる。併しながら法務総裁はどうかお考えになりますか。若しも政府委員が国会を侮辱し、或いは国会において事実上の偽証をなすというふうなことがあつたならば、これはこういう時に重要な法律案の審議において、果して許されることでありまして、果して許されることと云ふよりも、先日来の伊藤委員の御質問に對する政府委員の御答弁の中に、或いはそういうことと関係がないとは言えないのじやないかという事実を私は見て、この点を御質問申上げるのです。が、先日新聞も書いておりましたが、衆議院で本法律案を審議せられた部屋は、會つて佐藤賢了という方が、議員に向つて黙れと言われた部屋だそうですね。この部屋はどういう部屋であるか、私は若しから知りせん。吉河特審局長は、或いはそのお声や、お顔付は、これは生れ付だから非難することはできない。(笑聲)併しながらその声

を荒らげて我々に説明されるのを伺つておきますと、私のようなどつちかと言へば臆病な人間は、(笑聲)「どういたしまして」と呼ぶ者あり」佐藤賢了君が国会において黙れと一喝されたたきのことを思い出さざるを得ないので、(被書妄想だ、それは)と呼ぶ者あり)

○委員長(小野義夫君) 羽仁君に御注意申します。あなたの持時間の中に計算しますから……

○羽仁五郎君 議事進行上ですか……

○委員長(小野義夫君) 議事進行といへども同じことです。

○羽仁五郎君 それでは簡単に……議事進行上の発言でありますから、簡単にとありますが、例えば要点といたしましてはですね、この法律が濫用される虞れはないかという点について、議員から御質問があつた場合に、政府委員はやはり本質的には証人として証言をなさるお気持ちにおいてですね、この濫用の虞れは絶対にないというふうに確信する、その根拠がどうあるか、併しそうでない場合は、虚心坦懐にその点について更に研究せられるという態度をとられるのが当然だと思ふ。これは我々が伺つておられる際に、政府委員がこの法律案原案を通すというところに、もうその点だけから、どういふふうな質疑があつてもくぐり抜けて行けばいいのだというところであります。どうしても国会の審議というものは本格的にでない。私は国会侮辱とか、或いは国会における偽証とかいふ罪を以つてその人を責めたいという気持は毛頭ないのです。私のお伺ひするのは、ど

うか我々が伺うことについて政府委員がただその質疑をくぐるというお考えでなく、我々の心配している点について、やはりそれに根拠があるとお考えになるときは、どうかそういうふうな正直にお答えを願ひたい。又そうでない態度をおとりになつた場合には、国会の審議に對してそれは正当なる態度ではない、許されることではないという態度を法務総裁はおとり下さることに必要ではないか。私の質問の意味はおわかり下さることと思ひます。

第二の点は、かような非常に重大な法律案であります。国民の殊に政治上の自由に関して来る。法務総裁も政治家であられるから、いわゆる昔の言葉で言う國事犯というふうなことに關係して来る法案ですから、これについて最大の目的は、やはりこれに国民が納得するということではないか。併し納得しない法律案を急いでこゝを通過して、そうして法律としてできましても、それに対して国民は敬意を抱きません。従つて敬意を抱かない法律に對してその違反が起つて来る。で、破壊活動防止することを目的とした法律案が、却つて破壊活動を誘発するといふふうになる虞れもござります。そういう意味で法務総裁は、この法律案が国会において必要な審議を十分に盡して国民もこれを見て、如何にも国会における審議は十分に盡された、政府も與党も野党も言うべきことを盡した、そうしてできた法律案であるといふ感じを與えることが必要であるといふふうにお考えになつておられますか。それとも一定の期間内にこれを両院を通過して、そうして一刻も早く法律をしてこれをお使いになりたいとい

うか我々が伺うことについて政府委員がただその質疑をくぐるというお考えでなく、我々の心配している点について、やはりそれに根拠があるとお考えになるときは、どうかそういうふうな正直にお答えを願ひたい。又そうでない態度をおとりになつた場合には、国会の審議に對してそれは正当なる態度ではない、許されることではないという態度を法務総裁はおとり下さることに必要ではないか。私の質問の意味はおわかり下さることと思ひます。

第二の点は、かような非常に重大な法律案であります。国民の殊に政治上の自由に関して来る。法務総裁も政治家であられるから、いわゆる昔の言葉で言う國事犯というふうなことに關係して来る法案ですから、これについて最大の目的は、やはりこれに国民が納得するということではないか。併し納得しない法律案を急いでこゝを通過して、そうして法律としてできましても、それに対して国民は敬意を抱きません。従つて敬意を抱かない法律に對してその違反が起つて来る。で、破壊活動防止することを目的とした法律案が、却つて破壊活動を誘発するといふふうになる虞れもござります。そういう意味で法務総裁は、この法律案が国会において必要な審議を十分に盡して国民もこれを見て、如何にも国会における審議は十分に盡された、政府も與党も野党も言うべきことを盡した、そうしてできた法律案であるといふ感じを與えることが必要であるといふふうにお考えになつておられますか。それとも一定の期間内にこれを両院を通過して、そうして一刻も早く法律をしてこれをお使いになりたいとい

うお気持ちをもちになつておられますか、いづれでございましょうか。私は今申上げた第一点、第二点、……この法律案が特に重大であります。又国会における審議に對する輿論の期待といふものが重大であるという点から、私の質問の真意を法務総裁が御了解下さつてお答えを頂きたいと思ふのであります。

○國務大臣(木村憲太郎君) お答えいたします。我々政府委員といたしましては、十分誠意を以てお答えいたしておるつもりであります。勿論御質疑に對しては、我々は十分納得の行かれるようにという努力はしておりますが、それ以上のことは我々として如何ともいたし方ありません。ですから委員各位におかれましてはどうか信するまゝに御質疑をなされまして、そうして十分の御審議を私はお願いいたしたいた。我々も誠意を以て御答弁申上げるつもりであります。只今吉河君のお話が出ましたが、吉河君も決してあなたに威圧してやろうという考えは毛頭ないと私は思ひます。それは或いは態度の上、言葉の上において、多少御不満の点もありましようが、これは恐らく誠意溢れるところであらうと思ひます。どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

第二点であります。この法案は現下の情勢に鑑みて必要欠くべからざるものと考えております。速かに御審議を願つて成立することを私は期待いたしておるのであります。併しながら御審議の点におきましては、十分に私は審査して頂くつもりであります。決して時間的に急ぐからと言つて、我々は御審議をこれを何とか短縮させよう

というふうな気持は毛頭も持つておりません。私もこの委員会においてより、この委員会において少くも勉強しておるつもりであります。昨日、一昨日からの伊藤委員の御質疑に對しては、私誠に敬意を表してあります。我々も誠意を以てこれに答弁しておるのであります。どうか十分の御質疑を下さつて下さると思ひます。併しながら前申上げた通りこの法案は現下の情勢に鑑みまして一日も早く成立することを私は期待いたしております。その意味において短時間でありましようが、委員各位のかたにおかれましてもどうかそのおつもりで十分の御審議をお願いいたしたい、こう考えております。

○羽仁五郎君 法務総裁の只今のお答えは、必ずしも私がこれから質疑を行うのに非常な喜びを感じ得ないのであります。併し、議事進行上の発言でありますから、今の問題はそれにとめまして質疑に入ります。

第一は伺ひたいと思ふのであります。この法律は、伊藤委員から個々の問題について詳しく質疑をせられまして、それらの点を基礎といたしまして、全体的にこれは或る意味において憲法以上の権力といふものがここから発生して来る虞れはないだろうか。或いはもう少し詳しく申上げれば、いわゆる行政権といふものに余りに過大な権力を與える結果になりはしないだろうか。特に政党といふものまでも官吏の監督の下に置くといふことになりはしないだろうか。それから言論とか集会とか結社とか、なかなか言論とか集会新聞です。そういうものを政府の官吏の監督の下に置くことになりはしない

か。その点について法務総裁は先に御質問申し上げました点に基いて、法務総裁の良心に基いて、私が今申し上げましたような虞れは毛頭ないとお考えになりますか。それともそれらの点について、考えるべき点があるとお考えになりますか、お答えを頂きたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) この法律

において毛頭も憲法以上の権力を行政に持たせようという事は、私はないと考へております。いわゆる国内の治安の任に當るべき政府が、治安の維持の關係上止むを得ざるから出たるものであつて、決して憲法以上の権力を行使しようという意圖は毛頭ないといふことを申上げてよいと思ひます。又この法案によつて殊に新聞出版の点についての御懸念があると申されたのでありますが、この法案の立て方は、どこまでも破壊的暴力活動を行ひ又これから行わんとする団体を規制し、それに基づいての刑罰規定の補整を企てたものでありまして、言論、出版を抑圧しようという意圖に出たものではないのでありまして、又この法案の実施に當りましては、さう御懸念のないように十分の処置をとつて行きたいと、こう考へておるのであります。

○羽仁五郎君 この法律案が直ちに憲

法の上に立つところの恐るべき権力、或いはこの法律案によつて直ちに現在の日本の官吏が我々のコントロールすることのできないような力を持つ、或いはこの法律案によつて直ちに政党が官吏の監督の下に置かれる、或いはこの法律案によつて直ちに新聞や一般の言論、集会、結社の自由が官吏の下に置かれるというように私は伺つてい

るのではないのです。法務総裁に伺つて置きたいのは、こういうものが或いは憲法以上の力、或いは官吏が恐るべき、国会も監督することのできないような力、或いは政党も監督するようない権力、新聞を監督するようない権力、そういう恐るべき権力ができる第一歩になる虞れがないかといふことを伺つてゐるのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) この法案

の実施によりまして政党をコントロールし、新聞をコントロールするようない懸念は私はないと確信しております。○羽仁五郎君 これはこの問題に關して法務総裁に特にこの際伺つておきたいのは、法務総裁は国会に對して政治的責任を持つておられますので、その意味において私は安心して御質問を申上げるのでありますが、併しいわゆるパーマネント・ビュロークラットと言ひますか、何と訳すのか、常雇の公務員と言ひますか、常勤の公務員、これらのかたは政治上の責任といふものは持ち得ない立場におられます。これは国家公務員法によつてもそうでありますし、又本来の性質上政治的責任といふものは持ち得ない。この点においてこのような政治的な法律案といふものが、今も申上げたような点で、私は法務総裁としてもこれはよほどお考へになるべき点があるのじやないかと思ひます。で勿論社会における紛擾、その他我々がさういふものを見るに忍びないものはこれは幾つもあります。ありますが、併しそれよりもつと恐ろしいのは、政治的責任を負ふことのできない、又従つて或る意味において無責任である。その無責任の権力が発生して来ることはつと恐ろしいで

す。これは法務総裁も政治家として私の申上げることはおわかり下さるだらうと思ひます。その意味において、今或る意味においては政治上の責任をみずからとらずして、そして政治上においての行動をなすところの官僚群といふものがこの法律案によつて発生しようとしてゐる。

そこで法務総裁に伺ひたいのです

が、法務総裁は一体日本の官僚といふものをどういふふうに御覧になつてゐますか。過去の日本の官僚については法務総裁もその如何に恐るべきものであつたかといふことは御承知だらうと思ひます。この日本の過去の官僚が如何に恐るべきものであつたかといふことを衷心から憂へておられたのは、私は絶えず思ひ出しますが、福澤諭吉先生です。日本の官僚國を亡ぼす、國を亡ぼす、スパイ政治といふものは國を亡ぼすものです。スパイ政治によつて破壊活動が防止できるのじやありません。スパイ政治などによつて、破壊活動は防止できないのです。実効はない。スパイ政治によつて起るところの突効は國を亡ぼすといふこととあります。その又福澤先生が言われたことは、不幸にしてその後十数年を経て法務総裁のその目で御覧になつた通りです。こゝろ恐るべき官僚、こゝろ恐るべき隠蔽政治、いわゆるスパイ政治、秘密政治といふものは、今日の日本の官僚の現状において復活する虞れは絶対にないといふふうにお考へておられるかどうか。これらは全く一掃されたと法務総裁は私に向つて証言をなさることがおできになりますか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 官僚のお

話が出ましたが、私は過去のいわゆる官僚政治の行過ぎがあつたことは卒直に認めます。併しながらいしくも國家統治の上において官僚一日もなかるべからずと私は考へております。官僚と政党人が相共に手を握つて、そうして國政の運用に當るのが今の政治のあり方でありまして。その官僚の行過ぎをチエックするのは私は政党内であらうと考へております。併しながら官僚が行過ぎたからと言つて、これをなくするといふようなことは絶対にできんこととあります。どこまでも官僚と党人とが手を握つて國政の運用に當るべきであらうと、私はこう考へております。官僚の行過ぎがあれば堂々とこれをチエックすべきです。

私も昔の官僚政治の行過ぎについて忿懣の念を感じてゐる一人でありまして、我々も在野の一人としてこれに對して相當な戦ひをした記憶はあるのであります。然りとつて官僚はことごとくこれは悪いものであるといふ、こゝろ前提の下に議論を進めて行くといふことは、私はこれは行過ぎじやなからうかと考へております。官僚は大いに用ひられ、官僚のよさはこれを認めなくちやならん、こゝろ考へております。而してこゝろいふ法案の実施に當つては、いゝゆるスパイ政治といふお話が出ましたが、私はこの法案における調査権は持たせないものであります。行過ぎを十分にチエックしておるのであります。無論このスパイ政治といふことはよくないといふことは或るも昔から考へております。同感であります。その点においていしくも行過ぎがあつて國民に迷惑をかけるようなことでは

相済まないという氣持は今でも持つておるのであります。法案の実施に當りましては御同様十分に注意をいたします。これは我々も注意いたしますから、又国会の議員諸公におかれましては十二分の御注意をお願いいたしまして、この法案実施に万全を期したいと思つております。ただ我々の念願とするところは、日本の治安の維持はどうしても守つて行かなくちやならんと私は常に考へております。日本の治安が維持でき得ないで日本の独立が安んずるか、政治も経済も、すべてこの治安の維持といふことの基礎の上に置いて確立するべきものと確信して疑ひません。この治安の維持のために必要最小限度においてこの法案を我々は作成したのであります。ただこの実施に當つていろいろ御懸念が出て参ります。我々は十分に考慮に入れたので、さうして行過ぎのないように万全の処置を講じた、これが我々の精神であります。

○羽仁五郎君 伺ひました点について

答へが頂かれなかつたのであります。これは法務総裁も併し恐らくは御同感であらうと思ひます。今日まだ日本の旧態、甚だしき官僚主義といふものは残念ながら一掃されておられません。そして今法務総裁のおつしやるように、政党内の至る我々国会議員の非常な責任です。私もその努力を毎日行ひ、本日の質疑もその意味において行なつてゐるのであります。が、我々の努力が足らないで、その官僚独裁、恐るべき権力の発生、余部がまだ残つてゐるのではないかと、これを持たざるを得ないのであります。

その点で法務総裁が十分この法律案について更に考えを下されることをお願いしておきたいと思ひます。さつきお引きになりましたように、特審局長から伊藤委員に答えがございましたが、尾行、張込みなどが行われるというところをお聞きになつて、法務総裁のお心も必ずしも明るいお気持ちでござらうと思ひます。私も同じお気持ちでしようから、暗いようなお気持ちをお持ちになるだろしと思ひます。これは勿論治安の維持は私たちも願うところでもあります。平和に我々は生活したいのです。併しながらそのために他面それによつて我々が犠牲になるところが又如何に大いにかといふこともお考え置きを頂きたいと思ひます。この点については如何でしようか。

○國務大臣(木村篤太郎君) お説私は同感であります。憲法に保障された基本的人権は如何に我々は国民として守つて行かなければならぬと思ひます。その意味におきましてこの法案の實施におきましても、基本的人権をいさしくも侵さないように十分の注意をすべきであるのは当然だろしと考えております。どうかこの法案の建前が如何にその点において苦心しておるかといふことを十分御了承願ひたい。私の考えといひましては、あらゆる点からいつてその行過ぎのないようにといふことに細心の注意を拂つたつもりであります。いろ／＼伊藤委員から詳細な御指摘も承りました。併し我々の意のあるところは、お説の通りこの法案によつていさしくも基本的人権を害することのないようにする。いろいろ御議論がありましようが、特に私は今後幸ひにしてこの法案が實施される

曉におきましては、その点についての細心の注意と処置とを講じたいと、こゝろ考へております。

○羽仁五郎君 只今のお答えは、この法律そのものの上にそういう保障といふものを明確に打ち出されることを考へておられるということに伺つておかなければならぬと思ひます。過去のことにいつて述べたのは私の實際好むところではないのです。私自身が不幸にして罪なくして昭和八年、昭和二十年二度治安維持法で逮捕されました。そして久しい間獄窓の下に置かれたものであります。法務総裁は無辜の民を一人でも苦しめ、それを裁判に行くまでもありません、それを逮捕しそしてこの自由を奪ふといふことがあつて、そしてその自由を奪ふことがあつて、ではないかといふ虞れがあつて、本當の意味にかいての治安が維持できるのか考へになりましようか。無辜の民の一人を苦しめまいといふ政府の態度があつて、私は初めて治安が維持できるのじやないかと思ひます。これは私だけではない。例へば当時昭和九年か十年頃であつたと思ひますが、一高の教師をしておられたイギリス人のマツクス・ピッカートンといふかたが、ある学生を親切に、或いは食事を與へ、或いは生活に窮しておるかたには金を與へる。その中に共産黨員がいたといふので、日本の官憲はこのマツクス・ピッカートン教授を逮捕して、そして警察に留置をした。英國の政府から抗議がありまして、マツクス・ピッカートン君は釈放されました。そして歸つて、國際的な新聞でありますマシエスター・ガーディアンに公開状

を書かれた。日本の政府に向つて。表題は「ザ・サード・デイグリー・イン・ジャパン」、日本における拷問という題であります。そしてこれに対してマシエスター・ガーディアンがその社説で、何と書いておつたかと言いますと、この共産黨員の学生に対して、たとえ自分は共産黨員でなかつても、又共産黨に同調してゐる者でなくとも、その人に対して親切な態度をとるといふことは、これはハイ・キヤラクター、高い人格を持つた紳士の当然なすべきことであるが、これがどうしてクリミナル、犯罪的な事実として咎められるようなことがあり得るのであるかといふような社説を以て日本の政府に答へを要求しておりました。勿論その当時の日本政府はそれに対して一片の答へもしませんでした。私はそれを讀んだときのことを、この法律案の各條項を伊藤委員からの質疑に対する政府委員の答へを伺つておる間に、私思ひ起さざるを得ないので、私個人のことに関係しては、無罪の、無辜の私に対する逮捕といふことにおいて行われる家宅搜索、これは私の家には小さい子供が三人しかおりませんでした。日常私が何よりも大切にしておりましたところの學問上の圖書です。これを大量にトラックに載せて積んで歸つた。そしてこれをストロブで焼いてしまふのです。寒い時で、殊に昭和二十年には燃料もない時です。併しこれは佐藤君も御了解になるだらうと思ひますが、我々が一生學者として集めるところの書物には二度と手に入らないものがござります。私どもの子供はそれらの書物を案に大切な書物だと思つて守つてゐるのです。それを

さつき話に出ましたような、私何故とかいふ官吏の事情には通じませんが、或いは警部補とか、恐らくは學問上の理解を要求するのは無理でしよう。優雅な性格を期待することは無理でしよう。併しそれは法律によつて我々の家宅を搜索し、我々の學問上貴重な書籍を理由なくして持ち去つて、そしてこれを薪木がないからと言つてストロブで焼いてしまふのです。私はこの法律案の中に、この法律が兩院を通過することによつて直ちにやういふことが起るとは勿論思ひません。併しながら法務総裁はこの法律案によつてやういふ方向へ……官僚の恐るべき独裁を阻止する方向へこの法律案は一步を踏出すものなんですか、それとも或いはやういふ方向へ一步を踏出す虞れがあるのではないか、この点をお答へを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 一人の無辜の民なきことは政治の要諦であると思ひ考へております。無辜の民があつては立派な政治は行い得ないのです。今申し上げました通り、本當の無辜の民なからしめることが政治の要諦である。〔無辜の民ばかり製造してゐるじやないか〕と呼ぶ者あり。そこでこの法案の實施におきまして無辜の民が一人でも出るようなことがあつては、私も責任者として非常な責任を感じるものであります。従ひましてこの法案の立て方において十分のその点について我々は考慮を拂つたつもりであります。再三申し上げます通りに、決して濫用の虞れのないように、これがために無辜の人を出さないように、これが念願であります。

もさような憂ひのないように、これから取計らうて行きたいと思ひます。勿論この調査官におきましても、前から申し上げましたように十分な修養をさせなければならぬ。いさゆる人間的の修養をさせて、この取調について遺憾のないようにといふのが我々の念願で、研修所を設けて十分のこの修養の機会を與へる、こゝろいふような建前も努力したのであります。我々当局者といひましてはこの法案の立て方並びに實施についてはできるだけの考慮を拂つたつもりであります。どうかその点についての十分な御理解を私はお願ひいたしたいと思ひます。

○羽仁五郎君 法務総裁は政治家の苦衷といふものはおわかりになつてゐると思ひます。昔の國事犯の例を引くまでもありません。勿論政治家がその自己の政治上の主義或いは施策の推進といふことについて、放火、殺人、それらの罪をあえて犯そうとする政治家がないといふことは、法務総裁はよく御承知だろしと思ひます。併しながら同時に政治家がその政治上の確信、それによつて自己の生命をかけ、それによつて國家と國民とを救おう、これは戦争中法務総裁も苦しみになつたからよくおわかりのことだと思ひます。最後に手段が盡きて、併し手段が盡きたといつて國民の塗炭の苦しみを傍観することができないといふやうに政治家が考へられて、そしてその手段を誤つて、或いはいさゆる罪に触れるやうな行為に陥れることが過去にもござりました。又將來にもやういふことは、法務総裁の人間としての、又政治家としてのお気持ちからお考へにな

ることができないかと思うので
す。勿論これは極めて稀有の例です。

併しこれは政治的責任をおとりになすことのできる資格のある法務総裁にはおわかりになることですが、政治的責任をとることのできない官吏にこの堅持の了解を求めるといふことはできなないことです。でありますから法律として、この法律のどこをどういうふうに修正なさつても、この法律を官僚の手に渡すときには、その点において政治家のその苦心、飽くまで法に触れるという行動というものは絶対に避ける、そして努力を續けて行く、而も手段盡きて屈服することはできない、誤つてその刑に触れたという場合に、政治上の責任をとることのできる政治家は、

それに対する一片の同情といふものは、當然あらうと思ふのです。併しながらい官吏がこれに対して同情をするといふことは期待することは無理です。むしろこれを憎むべき者として、一般の西法に触れた人よりも更に憎むべき者として扱うという、この法律は官吏に要求する法律です。法務総裁はこの点において、このような法律が果して、わゆる立法者、政治家の欲する法律であるか、或いは官吏の欲する法律であるか、これは私は法務総裁が十分にえて頂かなければならない点だと思ふのであります。勿論そうして起つてゐる問題というものが、現在の法体系の下で何とも処置することのできないいうものであるならば、これは勿論は別です。併し現在ある、現在民主に成立しておるところの法体系を、て、そうした場合でも勿論これをいはんは防ぎ、或いはこれを罰し、或いはそういうことが繰返されないように

ることが全くできないのではないことは、法務総裁もよく御承知になつてい

法律案というものを待つて出て来るといふことは、私はこれは真実の意味における立法者の立法とは考えられないのです。言葉はいささか非礼に亘りましたけれども、本会議において、これは人を縛つて飯を食つて来た人間の作つた法案だと私が申上げた意味はそこにあるのです。法務總裁に向つて私がかつて説教を申上げるまでもなく、過去逆に説教を申上げるまでもなく、過去第一級の政治家はいずれもその高邁な理想というものを実現するために、場合によつては手段を選ぶことのできなかつた人であるといふことは、法務總裁もよく御承知の通りです。

アメリカにしてみたところが、アメリカの国は革命によつてできた国です。法を守り、刑法に触れることと汲々とし、破壊活動防止法に触れることに汲々としているような政治家に、どうして国を救つたり或いは国民に幸福を與えたりすることができますか。いわんや政治上の問題は、普通の言で言う確信犯というものでしょう。恐らくは。私は法律上のことはよく知りませんが、確信に基くものでしょう。従つてこの法律によつて或る政党など政治団体なり、労働組合なりが破壊活動を行なつた、解散を命じて、これは私は恐らくこの団体にその罪の確信が與えることはできまいと思う。つまらぬこれに服しないと思う。又服することのできるはずがありません。その政治上なり或いはその主義というものを徹するのために、誤つてそうした刑に触れたときに、それが普通の刑罰でなくして、こうした特別法によつて刑罰が

興えられても、悉くこれを罪に服すまい。服すまいということは、立案者がみずから認めておる。さればこそそれ

に、つては、所謂「法の威厳」を保持するに
向つてそのやうな活動を継続して行な
う場合を予想しておる、これほど残酷
な法律がありますか。人を殺し或いは
家を焼き、その他の罪を犯した場合に
は人間として服罪しますよ。二度とそ
ういうことを繰返したくないと思いま
すよ。そうしてそれを取締る法が尊敬
され、法の權威が立つて、治安が維持
されるのです。然らばこの法律によつ
て解散させられたような政治団体なり

或いは何なりが、果してそれに服する
でしようか。服しない、続けてその活
動を行ふ。さればこの団体を禁止す
る、この点について法務總裁に伺つて
らるゝ。

おきたいのは、法務總裁は、この法律その点において無理を持つていけな
いか。即ち確信を興えることのできな
い法といふものを作るべきであらうか
どうか。我々は、これは官僚諸君の氣
持はどうであらうが、我々立法者とし
ては、この法律によつて処分される人々
が誠に悪いことをしたというやうに納
得する法律以外は作るべきじやないと
思ふ。納得しないことが明らかである
法律が国会を通過するということは、
これは非常に重大な問題であらうと思
ふ。その点について法務總裁はどんな
ふうにお考えになつておられましょ
うか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 先ず第一
の点についてお答えしておきます。こ
の法律は決して官吏が自分の恣意を逞
しいままにする意圖の下に作つた法律
ではないといふことを申上げておきま
す。しばし申上げました通り、或が
國現下の治安情勢上是非ともこの法案

た。止むを得ざるに出たものであるということを申し上げたいのであります。

我々は官吏の意見のままに法案を作成するということなどは毛頭もないのであります。責任を以て我々はその立案にかかつたのであります。勿論細部の法律の作成に至つては専門家がこれを起草するのは勿論のことでありまして、大体の線においてかくのごとき法律を作らざるの止むを得ない情勢があつて作成したものであるということを上申上げたいのであります。

次に確信犯の問題が出ました。勿論この法律によつて規制された団体の構成員が、自分の確信に基いてさようなことを行なつた以上、その人たちのいづつ確信と変更させられるといふことは

うなことは私は考えておりません。恐らく確固たる信念の下にさうな行爲に出たるものである以上は、この法律によつてその人たちの確信を変えるということは、これは思いもよらんと考へておるのであります。併しながら、いやしくも民主的文化国家を建設して行こうという以上においては、我々はどこまでも憲法の建前をとつて行かなきゃならぬ。憲法、その下における法律を無視して自分の目的を達せんとするがときは、これはみづから民主国家を破壊するものと私は考えております。政治上の目的を以てその下に自分の意圖を達成せんとするに當つては、いゝゆる政治上の手段を以てこれを遂行すべきであるのであります。暴力を以て政治上の目的を達成するといふことは、これは民主国家においてあり得べからざることであります。我々はどこまでもさうな行爲に対しては断

れは民主國家の國民として當然なすべき義務であります。又我々は政府当局

者として、なさざるを得ざる行為であろうと考えております。勿論政府の施策に対していろいろ批判をしたり攻撃したりすることはあり得ることであります。これは憲法及びその下における法律の下において堂々とやるべきである。いわゆる議會政治を通じてやるべきである。いやしくも暴力を以て自己の目的を達せんとするがときは、私は法治國家においては断じて許すこと

のできないものであると確信しております。而して現下の情勢におきましては、遺憾ながら暴力的破壊活動を将来行わんとする団体があり得るのであります。さような団体が将来破産したと

きにおいては、日本の治安の紊れると
いうことは火を見るよりも明らかであ
ります。その意味において我々は日本
の治安の維持をする必要上この法案を
作成したわけであります。決して官
僚がみずからの恣意をほしきままにす
るがために、我々はその下にかような
法律を作成したというような關係は手
頭もないということをお私はこの際申
上げたいと思ひます。

○羽仁五郎君　法務總裁は現在の日本
の状況にとつてこの法律案がなければ、
一刻も治安の維持ができないほどだ
に現在の日本の治安は紊乱しておると
いうように判断しておられるのでし
うか。私は勿論そうではないと思ひま
す。このような法律案は、伊藤委員か
らの御質疑の過程においても法務總
裁の危険が恐るべきものがある。法
務總裁は、そのためにこそこの法律案

をさまざまに絞リ、又さまざまに枠をおはめになつたのでしよう。それでもまだ濫用の恐るべき虞れがあるというようにお感じになつてゐると思ひます。この法律案は、第一には恐るべき濫用の虞れがあるのです。そして第二には、この法律案がなくても日本の現在の治安の維持といふものは決して不可能ではないのです。恐らく法務総裁もこれがなければ、日本の社会は一時も不安だといふふうにお考へになることはできないと思う。そうして第三に、この法律案が必ず導き出すものは、国民の自由に対する恐るべき脅威です。脅しです。この三点。第一にこの法律案は恐るべき濫用の虞れがある。第二にこの法律案はなくても日本の治安が一刻も維持できないといふものじやない。第三にこの法律案が確かに持ち来たらすものは国民の自由に対する恐るべき脅しである。こういう法律案であるのではないかと私は思ひますが、法務総裁はその練達の識見において、良心において、そういうことはないといふふうにお考へになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君)　しば／＼申上げました通り、この法案の建前において、いやくも濫用の虞れなきようにした建前をとつておるのであります。第二は、この法律案がなくても日本の治安は維持できるのではないかと云うことではありますが、私はこの法律案自体で以て、すべてで日本の治安を維持しようとは考えておりません。すべての面から見てこの法律案が日本の治安を維持する一部として重要欠くべからざるものであるということだけは申上げたいのであります。第三は、国

民がこの法律案によつて非常な危惧の念を懷くのではないか、こういうことであります。我々はこの法律案によつて国民の基本的人權が毛頭も侵害されるものではない、又この実施に當つて十分なその点についての考慮を拂うということについて国民の理解を私は求めたいと、こう考えております。

○羽仁五郎君　法務總裁もよく御承知のことではありますが、普通法務府において政府が法律案をお考えになるときは、殊にこのような重要な法律案に關係しては、それ／＼その方面の専門家の意見を聞きになるために審議會その他の機關を通じて十分の専門家の意見をお聞きになつて、そうして原案を作成されることが慣例であるように私は見ております。この法律案の作成においてそういうことが行われたことがおありになるでしょうか。私どもの聞いているところでは、この法律案は法務府部内においてさへも全く特警局だけでこれを実質的に秘密に作成して来たのではないか。そうして法務府のそれ／＼の他の部局の意見というものを聞かなかつたのじやないか。少くともこうした重大な治安維持法の復活だと言われているような法律案を作るときに、その立案に先立つて然るべき専門家の意見を聞いてそうしてなさつたのか。そうではないかというふうに私は承しております。而も大橋君が法務總裁でありましたときから今日までの形を変えて来る間に、或いは私は大橋君といへども何らかの力の下に屈服しつつあつた最初の原案を作つていたのじやないか。又現在法務總裁や意見長官も何らかの力に押されつつこの原案を提出しているのではないか。現に

労働大臣が、扇動、それらの條項はど
うしても労働組合その他に不必要な不
安を與える、労働行政の上に困難があ
る、従つてこれらを除きたいという考
えを閣僚の一人で持たれても、それに
恐らく私は法務總裁は良心的には御同
感であつたのじやないかと思ふ。而も
それが削れない。この法律案ができて
来る間においてさえすでに一体誰が
支配しているのか。国会に政治上の責
任を持つところの閣僚が現在政治上の責
任を持つておるのか、それとも政治
上において無責任である官僚が支配し
てこの法律案を作つているのではない
か。これは輿論のひとつく不安として
いるところであります。私はこの法律
案上程に先立つて、この法律案ができ
れば直ちにこの法律の全権を委ねなけ
ればならない公安調査庁というものは
、現在のいゝゆる特審局というものは
がやつて行くんだから、一体特審局と
いうのはどういふ仕事をするんだ。果
してこの公安調査庁というものは破壊
活動というものを防止することができ
るだらうか、どうだらうか、又その公
安調査庁というものは特殊の権限を與
えられてどういふことをするんだら
う。我々の聞くとこゝろによれば、公安
調査庁は巨額の機密費用を持つてい
るという。日本は、敗戦の痛烈な体験の
下に起ち上つた日本は、機密費、秘密
の費用、議会において明らかにすること
のできない費用というものは使ふべ
きでない。その弊害には恐るべきもの
がある。その秘密の費用というものは
一体どういふふうに使つていふのであ
らうか。これらについて報告書を委員
會が委員長を通じて特審に要求したの
であります、與えられたるものは

片々たる数片の紙片に過ぎません。これをごらんになつても、特番局は今度この法律案によつてできるであらうところの公安調査庁というものについて、将来も恐らくはこの程度の報告しただけかしないものであらう。一体どれだけの仕事ができるのか、又その仕事をどういうふうにしてしているのか、その機密費というのに対して、我々は説明しなければならぬ。その機密費というものは適正に使われておるのか、いやしくも不正な使用というようなのはそこにならないのか、これらの点について国民に責任をとり得るのは国会議員並びに閣僚です。この法律ができるならば、そういう公安調査庁が果して破壊活動を防止することができるとか、破壊活動などというものは全然防止できやしない。今までと同様にそういう實際確信に基いて行われる行為というものは、これは法務総裁はいつか衆議院で、あちらは命がけ、こちらは月給取りとおつしやつた。これは実に名言です。これは決して法務総裁は官僚に向つて命がけでやれというふうに激励されたのじやないと思ふ。法律によつてやり得ることは、刑罰によつてやり得ることは、つまり確信によつてやり得ることとは違ふのです。だから法務総裁のそのお言葉は、本当に法務総裁がおつしやつたのかどうか知りませんが、若しおつしやつたとすれば、実に名言である。千古の名言である。(笑聲)それが一方は命がけ一方は月給取り、その月給取りが命がけの人をどうすることができぬはずがありません。吉河君と徳田球一君を比較して御覧なさい。吉河君が徳田球一君をどうにかすること

ができることは、私は国会議員としてその責任にかけてできないと思う。それとすると、どういう法律を作つたからといつて破壊活動なんというものは絶対に……徳田球一君が破壊活動をやることに……私はきめておるわけでは勿論ないが、仮に破壊活動を政治上の主義主張に基いてやろうとする人があるならば、政治上の主義主張なんというものは持つことができない、国家公務員法によつて縛られておる、自由党の秘密会に出て余りいろ／＼なことをしやべることもできないというふうに縛られておることもできないというふうになつては、私は、私は法務総裁はお考えになつては防がないと思う、本心においては。防ぐことはできないものでしょう。従つてこの巨額の費用を要し、人員を増大し、全国に向つて五十だか八十だかの公安網を張りめぐらしてやるどころの公安調査庁なるものの機構は、破壊活動一つも防止することはできない。そうして何をやるかと言へば、要するに國民を威圧するだけです。法務総裁も法務総で裁えられる間はそういうことはなないでしやうが、野に下られるならば直ちに彼らの調査によつて脅かされなければならぬといふくらいでなければ、恐らく政治価値はないでしやう。そういうもの、その機密費という点だけからいつても社会は不安を持つておる。それに対して我々が報告を要求しても、片々たる報告しか出さない。これは機密を要しますよ、破壊活動を防止するにはね。機密を要して、秘密に

スパイ政治をやつて、それで破壊活動は防止できないで、ただそのスパイ政治の下に国家は置かれる。こういう点について法務総裁は恐らくそういふことが起り得ないとお考えになつてはいないだらうと思ふ。どうですか。

○國務大臣(木村憲太郎君) 先づこの法案の作成について多方面の意見を徴したか。勿論正式のいわゆる審査委員会のようなのは作りませんでした。これは明らかであります。併しながら非公式に各方面の意見を徴したことは事実であります。私もこの法案は特種局の人たちがやつたものをそのまま鵜呑みにしたわけではありません。十分にこれを検討して、手を入れるべきは手を入れたのであります。

次にこの法案作成に當つて第三者のいわゆる示唆勧告その他によつてこれはできたんじゃないかという御質問のようになつたのであります。併し、断じて然らずと申上げますことははつきり申上げます。私の関する限りにおいてさういふ事実は毛頭ありません。私も一個の日本男子であります。さういふ示唆に基いて私はやりません。これは断言いたします。或いは大橋君のときには私ははいざ知らず、少くとも私の時代において、私はさういふことは絶対にないといふことを申上げて置きます。これだけははつきり申上げて置きます。

その他いろいろ議論がありました。が、この破壊活動防止法案によつて全部の破壊活動を防止しようなんといふことは、それは御議論のように到底私にはできません。併し少くとも危険な破壊活動団体に対しては規制をしなければ、日本の治安の維持上

最大の差支えがありということに申上げるのであります。我々のこの法律案の作成の意図は、どこまでもさういふ暴力的破壊活動をできる限り規制して行きたい、而して日本の治安を守り抜きたい、こういう微意にはかならないのであります。これを以てすべての確信判罪を処置し、或いはさういふ団体をことごとく規制して行くかといふようなことは恐らくできかねるかと、こう考えております。

○羽仁五郎君 然るべきかたんの意見を非公式にお聞きになつたというお言葉でありましたが、どういふ然るべきかたんの御意見をお聞きになつたのか、この点をお差支えなければ伺つておきたいと思ひます。併しそれよりも、何よりも両院の公聴会において然るべきかたんの御意見は、これは而も両院の法務委員会において、これは日本のこの問題についての最高の權威に属するといふふうにお考えになつてお呼びになるかたんの御意見をお述べになつておるか、これらを法務総裁は尊重なさるか、勿論尊重なさることだらうと思ひます。又それ以上のことは余りタツシしますから申上げませんが、公聴会においで、最近然るべきかたんの御意見が、公聴会に出席しても無駄だと、我々は折角忙しい中を出て行つて意見を述べても、政府の通す法律はいずれも反対だ、だから公聴会には出ないといふことをおつしやるかたんさあります。これが折角公聴会制度を作り、民主的な制度を作り、これを育てて行くといふ上には非常に恐るべき点じゃないかと思ひます。従つて法務総裁は公聴会において、参議院にも間もなく公聴会が

行われますが、それらにおいて然るべきかたんの御意見は、これは而も両院の法務委員会において、これは日本のこの問題についての最高の權威に属するといふふうにお考えになつてお呼びになるかたんの御意見をお述べになつておるか、これらを法務総裁は尊重なさるか、勿論尊重なさることだらうと思ひます。又それ以上のことは余りタツシしますから申上げませんが、公聴会においで、最近然るべきかたんの御意見が、公聴会に出席しても無駄だと、我々は折角忙しい中を出て行つて意見を述べても、政府の通す法律はいずれも反対だ、だから公聴会には出ないといふことをおつしやるかたんさあります。これが折角公聴会制度を作り、民主的な制度を作り、これを育てて行くといふ上には非常に恐るべき点じゃないかと思ひます。従つて法務総裁は公聴会において、参議院にも間もなく公聴会が

行われませんが、それらにおいて然るべきかたんの御意見は、これは而も両院の法務委員会において、これは日本のこの問題についての最高の權威に属するといふふうにお考えになつてお呼びになるかたんの御意見をお述べになつておるか、これらを法務総裁は尊重なさるか、勿論尊重なさることだらうと思ひます。又それ以上のことは余りタツシしますから申上げませんが、公聴会においで、最近然るべきかたんの御意見が、公聴会に出席しても無駄だと、我々は折角忙しい中を出て行つて意見を述べても、政府の通す法律はいずれも反対だ、だから公聴会には出ないといふことをおつしやるかたんさあります。これが折角公聴会制度を作り、民主的な制度を作り、これを育てて行くといふ上には非常に恐るべき点じゃないかと思ひます。従つて法務総裁は公聴会において、参議院にも間もなく公聴会が

行われませんが、それらにおいて然るべきかたんの御意見は、これは而も両院の法務委員会において、これは日本のこの問題についての最高の權威に属するといふふうにお考えになつてお呼びになるかたんの御意見をお述べになつておるか、これらを法務総裁は尊重なさるか、勿論尊重なさることだらうと思ひます。又それ以上のことは余りタツシしますから申上げませんが、公聴会においで、最近然るべきかたんの御意見が、公聴会に出席しても無駄だと、我々は折角忙しい中を出て行つて意見を述べても、政府の通す法律はいずれも反対だ、だから公聴会には出ないといふことをおつしやるかたんさあります。これが折角公聴会制度を作り、民主的な制度を作り、これを育てて行くといふ上には非常に恐るべき点じゃないかと思ひます。従つて法務総裁は公聴会において、参議院にも間もなく公聴会が

に、我々自身が破壊的であるか、破壊的でないかといふことを判断してもらふといふ必要がどこにあるのですか。勿論破壊活動は慎むべきです。併し破壊活動に向つて最も有効なる手段は、この破壊活動をなすところの政党なり組合に向つて、他の政党或いは他の組合が、堂々と政党の活動を以て、組合の活動を以て対抗する以外に方法はありません。法務総裁はそれくらいのこととおわかりだらうと思ふ。福澤諭吉がこういふことを言つておる。錢を出して官吏を雇つて、その官吏に我々が如何に生かすべきかを教えてもらわなければならぬ、そんな国民かと、日本国民は……この公安調査局長官、あなたは一体どういふ人を任命するつもりですか。例えば吉河君のような人を任命なさるつもりですか。堂々たる天下の政治家や労働組合の指導者をその管轄の下に置こうといふお考えですか。あなたはこの公安審査委員会というものに節操あり性格のある立派な紳士が一人でも入つておいでになるとお考えになりますか。伊藤委員からの御質問の間にもよくおわかりのやうに、この審査委員会というものはフェイクですよ、偽善ですよ。何らの識見もない、事実上においていわゆる公安調査庁といふものから與えられた資料だけで以て判断する。これに一人でも紳士らしい紳士が就任を承諾するとあなたはお考えになつておるか。例えば衆議院の公聴会において阿部眞之助君がややこの法案の必要を認めたと云つて、鬼の首を取つたやうに自由党のかたんの言つておられるが、併し阿部眞之助君に對してこの委員会の委員になつてくれと言つて、彼が承知すると

に、我々自身が破壊的であるか、破壊的でないかといふことを判断してもらふといふ必要がどこにあるのですか。勿論破壊活動は慎むべきです。併し破壊活動に向つて最も有効なる手段は、この破壊活動をなすところの政党なり組合に向つて、他の政党或いは他の組合が、堂々と政党の活動を以て、組合の活動を以て対抗する以外に方法はありません。法務総裁はそれくらいのこととおわかりだらうと思ふ。福澤諭吉がこういふことを言つておる。錢を出して官吏を雇つて、その官吏に我々が如何に生かすべきかを教えてもらわなければならぬ、そんな国民かと、日本国民は……この公安調査局長官、あなたは一体どういふ人を任命するつもりですか。例えば吉河君のような人を任命なさるつもりですか。堂々たる天下の政治家や労働組合の指導者をその管轄の下に置こうといふお考えですか。あなたはこの公安審査委員会というものに節操あり性格のある立派な紳士が一人でも入つておいでになるとお考えになりますか。伊藤委員からの御質問の間にもよくおわかりのやうに、この審査委員会というものはフェイクですよ、偽善ですよ。何らの識見もない、事実上においていわゆる公安調査庁といふものから與えられた資料だけで以て判断する。これに一人でも紳士らしい紳士が就任を承諾するとあなたはお考えになつておるか。例えば衆議院の公聴会において阿部眞之助君がややこの法案の必要を認めたと云つて、鬼の首を取つたやうに自由党のかたんの言つておられるが、併し阿部眞之助君に對してこの委員会の委員になつてくれと言つて、彼が承知すると

に、我々自身が破壊的であるか、破壊的でないかといふことを判断してもらふといふ必要がどこにあるのですか。勿論破壊活動は慎むべきです。併し破壊活動に向つて最も有効なる手段は、この破壊活動をなすところの政党なり組合に向つて、他の政党或いは他の組合が、堂々と政党の活動を以て、組合の活動を以て対抗する以外に方法はありません。法務総裁はそれくらいのこととおわかりだらうと思ふ。福澤諭吉がこういふことを言つておる。錢を出して官吏を雇つて、その官吏に我々が如何に生かすべきかを教えてもらわなければならぬ、そんな国民かと、日本国民は……この公安調査局長官、あなたは一体どういふ人を任命するつもりですか。例えば吉河君のような人を任命なさるつもりですか。堂々たる天下の政治家や労働組合の指導者をその管轄の下に置こうといふお考えですか。あなたはこの公安審査委員会というものに節操あり性格のある立派な紳士が一人でも入つておいでになるとお考えになりますか。伊藤委員からの御質問の間にもよくおわかりのやうに、この審査委員会というものはフェイクですよ、偽善ですよ。何らの識見もない、事実上においていわゆる公安調査庁といふものから與えられた資料だけで以て判断する。これに一人でも紳士らしい紳士が就任を承諾するとあなたはお考えになつておるか。例えば衆議院の公聴会において阿部眞之助君がややこの法案の必要を認めたと云つて、鬼の首を取つたやうに自由党のかたんの言つておられるが、併し阿部眞之助君に對してこの委員会の委員になつてくれと言つて、彼が承知すると

思ひますか。勿論断わりますよ。特筆の手先になつて、まあ甚だ失礼であつて、或いは取消すべきであるかも知れませんが、岡つ引の手先になるのだ、いやしくも紳士が、節操あり信念のある人がこの委員会に一人でも入るとお考えになつたら、これはできてからのお手並みではつきりわかることですよ。私一人も入る人があるまいと思ふ。そういうことで本当にこの法律を国会を通過させたいとお考えになつておるか。

大統領トルーマンはアメリカの国内安全保障法に署名を拒絶してゐるではありませんか。あなたも立派な御人格、政治家であられるのなら、堂々と自分はこの法律を国会に出すことはできない、法務総裁をおやめになるといふことのほうがかつては私には本當の意味における真実の尊敬を勝ち得られるゆえんであるかわからない。トルーマンが国内安全保障法に署名を拒絶したのは、決してトルーマンがアメリカにおいて起るところの暴力活動といふものを容認しようといふのじやないのですよ。これはおわかりになるだらうと思ひます。破壊活動といふものは一片の法律によつて防止できるものではない。それよりも政党に對しては、政党、堂々たる政党はその政策といふものを以て誤る政党といふものと戦ひ、国民の支持のない政党や国民の支持のない労働組合が汽車をひつくり返えそうと人を殺そうとしたつて、そんなものを国民は支持しますか。又さういふことができるはずはありません。又いやしくも政党なり労働組合なりが、今日の民主主義社会において世論の支持を得なければ何事もでき

思ひますか。勿論断わりますよ。特筆の手先になつて、まあ甚だ失礼であつて、或いは取消すべきであるかも知れませんが、岡つ引の手先になるのだ、いやしくも紳士が、節操あり信念のある人がこの委員会に一人でも入るとお考えになつたら、これはできてからのお手並みではつきりわかることですよ。私一人も入る人があるまいと思ふ。そういうことで本当にこの法律を国会を通過させたいとお考えになつておるか。

ないという事はよく知つてゐる。それが好んで殺したり火つけたというやうなことをやることあり得ますか。私は今の点についてどうか法務総裁が、そう申上げては失礼かも知れませんが、私どもから拜見すれば、高年齢のその節を汚されることではないという希望を申上げて決して失礼ではないと思ひますが、如何ですか。

○國務大臣(木村憲太郎君) 羽仁委員の切々たるお言葉は、羽仁委員の過去の御経験、苦衷お察しいたします。私も自分では経験はないのであります。が、私の父も曾つてはお国拂いということをやられたことがあるという事を知らされております。その時の苦い経験は私が子供の時分察しておるのではありません。さうなことに、私はこの法案の実施については前々から申上げます通り、いやしくも国民の基本的人權を害さないやうに十分の考慮を拂つております。今後その方針で行きたいと考えております。而してこの法案は、私の氣持としてこれはどうであるかという御質問でございます。私は確信を持つて申上げます。私は如何に非難されようとうらやうとも、日本の現下の情勢上この法案は絶対に必要であるという事を申上げます。私はどこまでもこの通過を求めたいと考えております。私は何人が私を非難しようとも、私の氣持をいたしましては、この法案の通過に極力努力いたしたいと考えております。

○羽仁五郎君 今の法務総裁のお言葉は、特に御嚴父のことまで御言及になつての前後は深く拜承いたしました。が後段はどうか、重ねてお考えを頂きたいのです。トルーマンが安全保障法

に署名を拒否したということは、トルーマンの名譽です。

第二に伺ひたいのは、法務総裁は、今の点に附加してですが、この法律は申すまでもなく、その法律の上ではアメリカの国内安全保障法或いはスミス法に或いは範をとつておられる。勿論完全に同一ではありません、併し類似であります。従つてその法律が施行される上において起つて来るであろうところの事實は、これは類推しなければならぬ。従つて我々立法者としては、類似の立法がなれば類似の事實が発生すると見なければならぬと思ひます。その意味で法務総裁の注意を喚起したい。

その一つは、極く最近であります。御承知のイギリスの哲學者で國際的な名譽を博しているバートランド・ラッセルは、勿論反共のかたです。ソ連と反対である。共産主義と反対のかたです。そのバートランド・ラッセルが最近のアメリカの事情について驚つてゐることはできないとお考えになつて公開状を書いておられる。その公開状の中に、アメリカの現在、即ちスミス法やマッカーラン法、この破壊活動防止法がまさか手本にされたとは思ひませんが、スミス法と、類似の法律が行われようというアメリカにおいては、どういふことが起つてゐるかという、御承知のやうにアメリカの憲法の一部となつておられるの獨立宣言の中に、法務総裁よく御承知のやうに、明瞭に國民がその政府によつて生活を守れなくなつた場合には、これを合法的に政府の更迭を求めることができるのみならず、そこにはこれを革命的に転覆することができると。これは強

立宣言に対してリンカーンがその獨立宣言の趣旨を更に附加して言つてゐる。そしてそれは權利ばかりでなく義務だ。政府が誤つてそして國民を導いて行く場合に、それを合法的に覆すことができないからといつて、これに類するものだ。これは私は戦争中の我々の態度を反省しなければならぬと思ひます。我々は戦争中國民の義務を怠つたのではないか。政府があつた無謀な犯罪戦争をやつて、そして日本をこのやうな状態に導いて行くのを合法的に阻止することができなかつたかといつて、我々が手を拱いて、あの当時どなたも同じやうに、異口同音に東條やつてゐることは実にけしからぬ、併しどうすることもできない。伊澤多喜男のやうなかたまで私にそうおつしやつた。東條は壁に馬を乗り上げて、代つてやる人間もない、自分もどうすることもできない、そんなことはないじやありませんか。やめさせることはできるはずなんです。このアメリカの獨立宣言、又それに対するリンカーンの言葉、それからいま一つは世界の民主主義の父親であると言われているトーマス・ジェファソン、トーマス・ジェファソンが当時起つたシエーの反乱、これは明瞭な反乱です。反乱そのものです。反乱そのものではない、煽動とか陰謀とか、そういうけちなことじやない、反乱そのもののです。それに対して民主主義の不朽の父親と仰がれるトーマス・ジェファソンが何と言つたかといふと、神に感謝する、政府は二十年に一度くらいはこつた反乱によつて反省を求められる

必要があるのだ。そうでないと政府は専制独裁になるのだ。自由は血によつて培われなければ成長するものじやない、こういうことを言つておられる。バートランド・ラッセルはこれらの言葉を引いて、今日のアメリカ、即ち国内安全保障法及びスミス法、即ちこの破壊活動防止法が法として成立した際においては、アメリカ國民はこれらのアメリカ獨立宣言、リンカーン、ジェファソンに同意を表明し、これと同じ意見を述べ、それを主張するといふことはすでにできなくなつてゐる。これはアメリカがもはや自由國ではなくなつてゐるという事實である。ソ連と戦うためにみづから自由をなくする、ソ連に自由がないからといつて、それと戦うためにみづから自由をなくするといふことに賛成することはできない。さうしてこれに対するアメリカ側からの答へに対して高齡のバートランド・ラッセルは度重ねて書簡を執筆されて、この点を主張しておられます。これは同じやうな法律でありますから、それからは同じやうな状態に行くという判断をするのが、私は立法者として妥当であると考えています。特に法務総裁並びに委員各位にこれらの点も十分に考へて頂きたいと思ひます。

第二の質問はこれに關係するのであります。即ちこの法律案といふものは國民の抵抗權といふものについてその合法的な抵抗權といふものを著しく制限する。併しながら抵抗權そのものはこれは何人も否認することのできるものじやないのです。ですから合法的な抵抗權といふものを制限すれば、必

ず非合法的な抵抗權の行使が行われざるを得ない。それが今申上げたアメリカの獨立宣言なり或いはトーマス・ジェファソンなり、リンカーンの言葉なりにもそれが現われていると思ひます。さうして日本國の憲法が言論、集会、結社の自由といふことを保障しているといふことの意味は、言論、集会、結社はいずれも抵抗權です。これらが合法的な抵抗權として最大限に活用されることが非合法的な抵抗權の危険を防ぐ最大の手段なんです。それであればこそ合法的な抵抗權といふものを認めてゐる。そこで法務総裁に伺ひたい。従つてさうした合法的な抵抗權としての言論、集会、結社の自由が制限されることになりませんが、従つてその結果として非合法的な抵抗權といふものが発生することは防ぎ得ません、論理上。それは法務総裁は止むを得ないといふふうにお考えになつてゐるものであります。先ずこの点を伺つておきたい。

○國務大臣(木村憲太郎君) 羽仁委員はアメリカの獨立宣言を御引用になつておられますが、アメリカの獨立宣言におきましては決して暴力を以て國民の意に反する政府を転覆してよろしいとは言つてゐないものであります。いわゆる合法的にさうな國民の意思による政府を回避、変更し得る權利を持つておるのだといふに過ぎないのであります。さうして國家において暴力を以て政府を転覆するといふやうなことは許すべからざることであらうと私もはかく信じて疑いません。ソヴェエトの反革命法を見ても明瞭であります。いわゆる反革命的な行動をとるやうな者に対しては嚴重な処罰規定を設けてお

る。中国の反革命命令を見ましてもその通りであります。現政府に対しては、やしくも暴力でこれを転覆させようという罪に對しては重罪を科してゐる。いづれの國家におきましても暴力行為は許すべからざるものとしてその処置を施してゐる次第であります。日本におきましても今後民主的憲法國家として発足して行かなくちゃならぬこの状況に當りまして、いやしくも暴力的破壊活動を行うような団体はこれを規制して行くのが當然の事実であらうと、私はこう考へておりました。

次に抵抗権の問題が起りました。近頃學者が言ひわゆるレジスタンス、いふ／＼議論もありました。ありましようが、このレジスタンスも合法的にやらなくちゃいかん、いわゆる憲法及びその憲法下における法律に準拠して抵抗権は行使すべきである。この法案におきましてもさうな合法的のいふゆる抵抗権と申しましようか、羽仁委員の言われる抵抗権であります。集會、結社、出版の自由の權利、これらを毛頭も私は否定するものではないと考へております。併しながらいわゆる集會、結社、出版の自由でありまして、これは大きな公共の福祉というものに制限されることは、これは當然の事実であらうと思ひます。無制限なものじやありません、權利を行使するに當つては責任をとななければならぬ。その責任はいわゆる國家治安の維持に對する責任であります。いやしくも國家の治安を紊し、公共の福祉に反するやうな言論の自由、出版の自由といふことは、これは私は制限されなければならぬ、私はこう考へております。すべての自由といふものは公共の

福祉の下に或る制約を受けるのであります。これは憲法第十二條に嚴としてその規定が設けられてゐるのであります。暴力破壊活動をこれを扇動したりするやうな行動は、これは日本國家の公共福祉治安維持上、これは許すことのできない行為であると、私はこう確信してゐるのであります。正常なる言論、出版の自由といふものは、この法案によつて毛頭も規制する意圖はないといふことを申し上げておきます。

○羽仁五郎君 私に質問に對するお答え、法務總裁のお考えには敬意を表しますが、私が申し上げたのは……じやもつとはつきり例を申し上げますが、この法律案が規制しようとしてゐるものは、大体共產黨及びその党活動、その機關紙といふものである。現にさういふことを特務局長などは新聞に向つて談話しておられるらしい。アカハタといふものが合法的に出版發行されてゐるものがあるから、これをやめたいといふのでしよう。官吏としてのお考えとしてはよくわかりましよう。併し政治的に考へて、さういふ共產黨の合法的な活動といふものを制限することにこれはなるわけですね。

まあ例へて申せば共產黨、それから又左翼の機關的労働組合、或いは極めて良心的な新聞紙、言論機關、こゝういふものを或いは解散し、或いは禁止する、まあ例に引いては失礼ですけれども、一番共產黨の場合がわかりいかにも知れない。共產黨を解散するなり或いは禁止するやうなるのですか。共產黨のかたが、ああこれは悪いことをした、もうやめよう、それで特務局長にでも勤めよう、(笑聲)こゝういふやうにお考えになればこれは誠にいいのですけれども、そんなことはないです。衆議院でも風早君からさういふことを現に國會において言つておられる。こんな法律案で共產黨がくくれるかと、腹を抱えて笑つたでしよう。できやしませんよ。これをどうするのだ。非合法活動でしよう。これは法務總裁それをお認めになるでしよう。さうするとその非合法に對してはどうなるのです。政府は、秘密活動に對しては秘密活動を以て活動するよりほかないじやありませんか。さうでしよう。さうすれば法務總裁がさつき御殿父のこともお引合にお出しになりましたように、その政府がスパイ政治をやリ隠密政治をやる。國を亡すやうな隠密政治をやるよりほか……。相手も潜るのですからこつちも潜らなくちゃならぬ。潜らなければどこにゐるのかわからないから、どこでも歩きます。大學の中も歩くかも知れないでしよう。或いは我々の書齋の中にも入つて来るでしよう。我々が收集してゐる貴重な學術書類でも何でも持つて行くでしよう。決してこれはあり得ないとお笑ひになつてゐるかも知れないけれども、さういふことがあつたのですよ。あつたのですから……。そして我々は、一回誤りを犯すことは我々の許し得ることですが、二回誤りを犯すといふことは許されないうことです。現にこの法律案によつて共產黨を非合法化する、さうすると今のお答えでは、まあ共產黨を非合法化するといふことはしないと言ひましようが、さつき伊藤さんは佐藤さん、法律の神様がもう少し神様でなくなつたと言つたのですが、神様でなくなつたのではない、佐藤さんはもうすでに法律の惡魔になつてゐるやうです。

よ。(笑聲)「その通りだよ」と呼ぶ者あり。本當にこの法律で何ができるのですか。法務總裁、よくお考えになつて下さい。この法律で目的としていることはできやしません。誰よりも何よりも吉河君に聞いてもらひなさい。できませんよ。吉河君に良心があるならば、實はできませんと答へるでしよう。共產黨がやめられるものじやない。ですから私は共產黨になつたことではないが、恐らくやめやしない、やめやしないだらう、やめやしませんよ。やめなければ非合法活動になる。この点を伺つておるのです。合法的な抵抗権を制限すれば非合法的な抵抗権が擴大する。それを御承知で法務總裁はこゝう法律案をお出しになつてゐるのだから、さういふことを伺つておるのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は共產黨の諸君がそのイデオロギーを捨てて特務局長に勤められることは極めて歓迎するのですが、さういふことはあり得ないと思ひております。そこでこの法案の狙ひといひましたし、これは、いわゆる組織的破壊活動を行うものを先づ以て規制して行きたいと考へております。共產黨の連中は、或いは地下に潜つて非合法化運動をするかも知れませんが、さうすれば組織による破壊力だけはこれは防止できるのであります。少くとも……。この組織による破壊力を防止するといふことによる國家の治安において非常に大きな問題を引き起すと思ひております。あなたのおつしやるやうにこれがすべしと組織を解いて、個々的に地下に潜つてしまへば、この組織による大きな破壊活動はこれにはなくなるという点が、

私は非常に國家のために喜ぶべき現象であらうと思ひます。而して非合法的な活動を個々にやつた場合において、それは又法規の命ずるところによつてこれを処置して行けば、私はそれでこの法案の目的は或る程度達し得るものと、こゝ確信するものであります。

○羽仁五郎君 法務總裁は私の質問の意味を御了解下らないので、重ねてお伺ひしますが、これは極く簡單な問題です。佐藤さんはよくわかりになるだらうと思ひます。例えばアカハタですね。

○委員(小野義夫君) 羽仁さんに御注意申しますが、法務總裁は万止むを得ない用があつて、もう十分くらいこゝにおられてお歸りになられますから、成るべく簡単に法務總裁に御質問を。

○委員(小野義夫君) いや、それはあとで私のは時間外で十分申上げるつもりです。

○羽仁五郎君 それじやお急ぎのようです。法務總裁のおいでになる間は質疑を続けます。

今の点ですが、極く簡單な問題なのですから、つまりアカハタを出しておくといいことも、或いは吉田首相なり或いはどなたなりが支持が欲しいのかも知れない。これはよくお察しできます。まああいつはよく出て来ることは誠に困ることはよくわかります。併しそれを出すなといふやうになるのです。さうでしよう。よく聞いて頂きたい。それで出

る。中国の反革命命令を見ましてもその通りであります。現政府に対しては、やしくも暴力でこれを転覆させようという罪に對しては重罪を科してゐる。いづれの國家におきましても暴力行為は許すべからざるものとしてその処置を施してゐる次第であります。日本におきましても今後民主的憲法國家として発足して行かなくちゃならぬこの状況に當りまして、いやしくも暴力的破壊活動を行うような団体はこれを規制して行くのが當然の事実であらうと、私はこう考へておりました。

○委員(小野義夫君) いや、それはあとで私のは時間外で十分申上げるつもりです。

なければいけませんけれども、それが併し出ますよ、今度は非合法法で。そうしますとその非合法法の新聞を追つかけて至る所に行くのです。そうして法務総裁もよくおわかりだと思えますが、今日の社会においてです、世界の五分の一とか四分の一とかは共産主義になつてゐる社会において、日本の共産党の活動については我々が何も知らないで、政治上の責任を持つことはできません。ですから我々としても、共産党は何をしてゐるか、国民も又何をしてゐるのかというふうに知りたいのです。ですからその共産党の合法的なアカハタを買えればそれを見るのです。そうでなければその非合法の出版物というのを見たいと思ふ人があつても、それを得ることはできないで、又現にそういう秘密出版物になれば、それを追つかけて秘密の活動をやつて、大学の中でそういうピラが撤かれるということになれば、本富士で走つて行つてそのピラを拾つて来る。そうするとそこに学生が、又警官が入つて来たと言つて騒ぐ。これは法務総裁も政治家であるならばそういう気持ちも全然御了解にならないこともなからうと思ふ。で、国民にとつてはそういうふうに共産党が合法的にある、又新聞が合法的に存在するということとは、或る人々にとつては好しくないかも知れない。併しながらそれが非合法になつて来ると国民の迷惑になる、これはおわかりになるだらうと思ふ。それでつまりこれははつきり申し上げますれば三段になるわけです。最初の或る大きな危険というものがあつた。併しながらこれは第二段で防ごうとする、ところがこ

の危険は防げない。第三段にその危険がもつと悪質な危険になつて行くということが発生する、これは何人も防ぐということはできない。この点について法務総裁はそういうことが好しいとお考えになつてゐるのか。或いは共産党を合法的に活動させ機関紙を合法的に発行させ、そうして自由党なり改進黨なり、社会党なりが堂々たる政党としてこれと戦われ、又教育というものを通じて、そうして合法的に存在する共産党なりアカハタなりというもののために誤つた影響に陥るというふうな人々に対しては、教育を以てそれを防ぐということが十分にできる。それよりもそれを非合法的に追ひやり、そうして秘密活動をそこに発生させ、従つて政府のほうも秘密活動を盛んにやる。そうすればどこにあるのかわからないのですから、或いは僕の家には田球一氏がおられるかも知れないし、法務総裁の家に野坂参三氏がおられるかも知れないというものは、捜査官というのか何というのか、その疑い根拠があると考へれば、結局そういう所にも出入する。又なかなか大学などに入出入する。これはやはりマツカーラン法、ミス法が発効して以来、最近のこれは統計ですが、アメリカの大学の入学率といふのは一〇％減つて来たと言ふ。これはニューヨーク・タイムズが杜説を以て警告していますが、アメリカの大学のスタッフ、教授に今日有能なものでして尊敬されるような教授の数が減つて来たといふことも一つの大きな原因だと指摘しています。これは全国民がこうむるところの迷惑であり伊藤委員もそれらの点を個々の條文についておつしやつていますが、そういうこと

をすべきだといふふうに法務総裁はお考えになつてゐるのですか。
○國務大臣(木村篤太郎君) いらう御意見なり聞きましたが、このアカハタが誰の迷惑だからそれを取締るといふような個々の問題じゃないのです。アカハタが共産党の内部の事情を十分に国民に了解せしめ、そうしてどういふ活動をしてゐるかということをも明らかにする目的で発刊されるならば、これは何かおやわんや、取締りの対象になりませんが、一たびこれが内乱を扇動したりするようなことになりますると、これがこの法案の対象になるのであります。決してアカハタそれ自体が問題になるのじゃなく、その内容自体が問題になるのであります。そこで一つのそういう危険なアカハタを取締つておいて、又続々と非合法的に出版されたらどうするかという御質問であります。これはその場合の情勢において適宜の措置を政府はとつて行かなければならぬ、こう考へております。

○羽仁五郎君 法務総裁は私の質問はよく御了解になつてゐるのだらうと思ひます。三度に亘つて同じ質問をいたしましたから、法務総裁はまさか私の質問は御了解にならないのじゃないと思ふ。ただそれに対する御答弁の御用意がないのだらうと思ふ。従つて今の問題につきまして、他をお答えになりましたから、私の申し上げた点はよく法務総裁は御了解下さつたことだと思ひますから、次の機会においてこの点について……、こういう法律案を通すことによつて合法的な抵抗権というものはどうしても制限される。そうして非合法的な抵抗権がそこに発生して来る。それによつて国民全体が受ける暗い感じ、それがあつたということを、この法律全体がその無理があるといふことをお考え下さつて、次の機会に更にお答えして頂きたいと思ひます。

第三の問題に移るべきでありますけれども、法務総裁も御退席になり、法務総裁をお助けになる意見長官もおいでにならない。政治上の責任をおとりになりますか、私の本日の質疑はこれで打ち切らして頂きたいと思ひます。

○一松定吉君 委員長、この程度で今日はどうですか。

○委員長(小野義夫君) 速記をやめて。

(速記中止)

○委員長(小野義夫君) 速記を始めて下さい。では今日はこの程度にいたしておきます。

午後四時十八分散会